

第2編 信頼される審査・審判サービス

第1章 高品質の審査・審判サービスの提供

第1節 特許・実用新案分野

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 キム・ヨンピョ

1. 概観

短くなる製品の寿命、知的財産権紛争の激化などで知的財産に対する迅速かつ安定的な権利の確保が必要であるという認識が世界的に広がりつつある。米国特許庁は2019年まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することを発表するなど、主要先進国は審査処理期間の短縮を通じて企業の競争力確保を支援しており、そのために審査人材の増員、先行技術調査のアウトソーシング拡大など様々な方法を講じて推進している。そこで、韓国特許庁も世界最高水準の知的財産サービスを提供するため、出願された知的財産権に対する処理期間と品質の面において競争力のある審査・審判サービスを提供し、先進知的財産制度の運営、審査インフラの改善、グローバル知的財産協力の強化、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関として必要な能力を最高水準まで引上げるために努めている。

特許庁は特許出願世界第4位に相応しい審査処理期間を維持するため、審査官の増員、業務プロセスの改善、何時でも何処でも審査可能な特許行政情報システムの構築などを通じて2015年特許審査処理期間を10.0ヶ月(12月末基準)に短縮し、世界的な水準の速い審査処理期間を維持してきた。

また、特許庁は一律的な特許審査処理期間の短縮から脱し、ユーザーが希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供するために特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に改善している。顧客オーダーメイド型3トラック審査制度は出願人の特許戦略によって「優先審査」、「一般審査」、「遅い審査」のうち審査時期が選択できる制度であり、出願人は優先審査を通じて迅速に特許権を獲得して独占

的な地位を先取りすることができ、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

最近グローバル知的財産協力の強化などによって国家別審査結果を相互比較する機会が増え、外国PCT国際調査依頼の増加など韓国特許庁の審査品質に対する関心もまた増大している。そこで韓国特許庁は審査官の専門性向上、審査評価の強化、先行技術調査の品質管理体系の構築などを通じた高品質の審査サービスを提供することで強い特許創出を誘導し、このような努力の結果、審査サービス品質が国際的に認められ2008年284万ドルに過ぎなかったPCT国際調査手数料の収入が2014年には1,944万ドルと7倍くらい増加した。

以上のように様々な審査サービスの高度化政策を施行した結果、韓国の特許審査処理期間は先進主要国に比べて最も速い特許審査サービスを提供してきたが、米国、日本など主要国が競争的に審査処理期間を短縮しているため、韓国の比較優位が失われる恐れがある。したがって、審査人材の増員、業務プロセスの改善などを通じて世界各国による審査処理期間の短縮競争に対応する必要がある、不良特許によって発生し得る社会的・経済的な損失を事前に遮断できるように審査官一人当たり審査処理件数の適正化、審査官の能力強化などを通じて審査品質の面で世界最高水準の審査サービスを提供する必要がある。

2. 特許・実用新案の速やかな権利化及び審査品質の向上への取り組み

特許審査企画局	特許審査企画課	技術書記官	ハン・チュンヒ
	特許審査企画課	放送通信事務官	イム・テシク
	特許審査企画課	工業事務官	ミョン・テグン

イ. 推進背景及び概要

最近IP5体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増えつつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼

する件数が2006年735件から2015年14,889件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が高まりつつある。このようなグローバル特許環境を踏まえると、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の速やかな権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業が徐々に特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それに伴って審査品質に対する関心もまた何時になく高まっている。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査処理期間の短縮のみならず審査品質においても世界最高水準のサービスを提供するために多様な政策を樹立・施行している。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するであろうグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。

ロ. 推進内容及び成果

- 1) 優秀な審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた審査能力の強化

イ) 優秀な審査人材の増員

審査処理期間を短縮し、審査品質を更に高めるための対策として、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用し、特許庁の自助努力を通じて政策・支援部署の審査官を審査部署に再配置した。2015年には84人の特許・実用新案新規審査官を採用した。これを通じて審査請求日から1次審査までかかった特許審査処理期間10.0ヶ月(2015年年末基準)を達成した。

ロ) 審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、前任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるため等級別に意思決定権に差をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審査事例研究高級課程、審判官課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審判例研究課程、審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、前任審査官は審査経歴が4年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するため、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には特許登録決定と審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、前任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2015年12月基準で首席審査官が153人で18.6%、責任審査官が169人で20.6%、前任審査官が154人で18.7%、審査官は6級審査官を含めて346人で42.1%を占めている。

＜表Ⅱ－1－1＞審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	以下を除いた全ての処分 －特・実拒絶決定(未対応拒絶決定を除く) －補正却下決定 －方式未補正の無効処分 －特許権存続期間の延長登録決定及び拒絶決定
		選択	審判訴訟制度課程、審判官課程のうち1つ	
責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	意見提出通知、協議通知など
		選択	審判訴訟制度課程、PCT審査高級課程、審判官課程のうち1つ	
先任 審査官	審査経歴 4年以上	必修	審査事例研究基礎課程、明細書及び請求範囲解釈課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	優先審査申請書の補完指示、優先審査の結果通知など
		選択	中堅審査官課程、PCT審査基礎課程のうち1つ	

ハ) 審査パート制

審査官の増加に伴って効果的に審査品質を管理するとともに類似技術分野に対する審査の一貫性や専門性を高め、審査業務の処理速度を高めるため、技術分野別に6人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に運営していたが、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的な施行となった。

審査パート長は先任審査官以上の書記官又は責任審査官以上の事務官として優秀な審査能力や優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決裁を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

特許庁は人材の効率的な運営を通じた審査処理期間の短縮及び審査品質の向上のために政策部署の課1つを廃止する代わりに2015年12月に資源再生審査チームを新設した。資源再生審査チームは廃棄物処理と資源リサイクル技術と関連する分野を専担して審査しており、汚染物分離パート、水質浄化パート、廃棄物処理パートなど3つのパートで構成されている。これと関連して既存119個あった審査パートが2015年末基準で122個まで増えた。

<表Ⅱ-1-2>審査パート制の構成状況

(2015年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
特許 審査 企画局 (5課、 20パー ト)	エネルギー	融・複合エネルギー技術、エネルギー変換基盤技術、二次電池、光エネルギー
	自動車融合	電池パッケージ、自動車動力伝達、自動車エンジン、自動車電子制御
	情報技術融合	電子商取引、金融決済、デジタルコンテンツ、融合サービス
	計測分析	医療計測、センサーネットワーク、光学機械、計測試験
特許 審査1局 (9課、 35パー ト)	医療技術	治療機器、診断技術、保健衛生、医療用品
	生活家電	洗濯機、カメラ、エアコン、冷蔵庫
	事務機器	印刷機器、家具、照明機器、事務用品
	住居生活	衛生安全用品、運動用品、システムサッシ
	国土環境	国土基盤、土木構造、水資源環境、資源廃棄物

ト)	住居基盤	住居環境、住居冷暖房、住居安全、住居構造
	電力技術	伝送線路、電動機、電力変換、電力送配電
	精密化学	触媒化学、ナノ素材、セラミックス、表面処理システム
	農林水産食品	食品保存、植物資源、食品製造、動物資源
	電子部品	電子機器、メモリ素子、電子回路、半導体素子
特許 審査2局 (9課、 35パー ト)	加工システム	複合加工、高分子加工、金属加工、データ入出力
	精密部品	移送保管部品、流体機械部品、回転積層部品、印刷回路基板
	半導体	エッチング、蒸着、露光、材料
	自動車	車両フレーム、車両シャーシー、車両部品、車両空調
	高分子繊維	スマート繊維、高分子合成、複合素材分離、高分子応用
	コンピュータシステム	コンピュータ制御、サーチ/データベース、コンピュータインターフェース、コンピュータ応用システム
	薬品化学	天然物医学、融合医学、合成医学、製剤
	通信ネットワーク	通信プロトコル、伝送システム、ネットワーク制御、スイッチングネットワーク
	資源リサイクル	汚染物分離、水質浄化、廃棄物処理
	特許 審査3局 (8課、 32パー ト)	応用素材
ロボット自動化		工作機械、産業ロボット、制御機械、特殊加工
次世代輸送		海洋プラント、物流移送、造船航空システム、陸上運送
バイオ		バイオ応用、バイオ医薬品、バイオシステム、バイオ素材
モバイル通信		モバイル通信システム、モバイル通信端末、モバイル通信アンテナ、モバイル通信サービス
金属		材料分析、金属材料、表面処理、金属メッキ
ディスプレイ機器		画像駆動、画像パネル、OLED、画像素子
マルチメディア放送	放送システム、放送装備、画像処理、放送端末	

2015年12月基準で審査課(チーム)別に3~4つの審査パートを運営しており、特・実

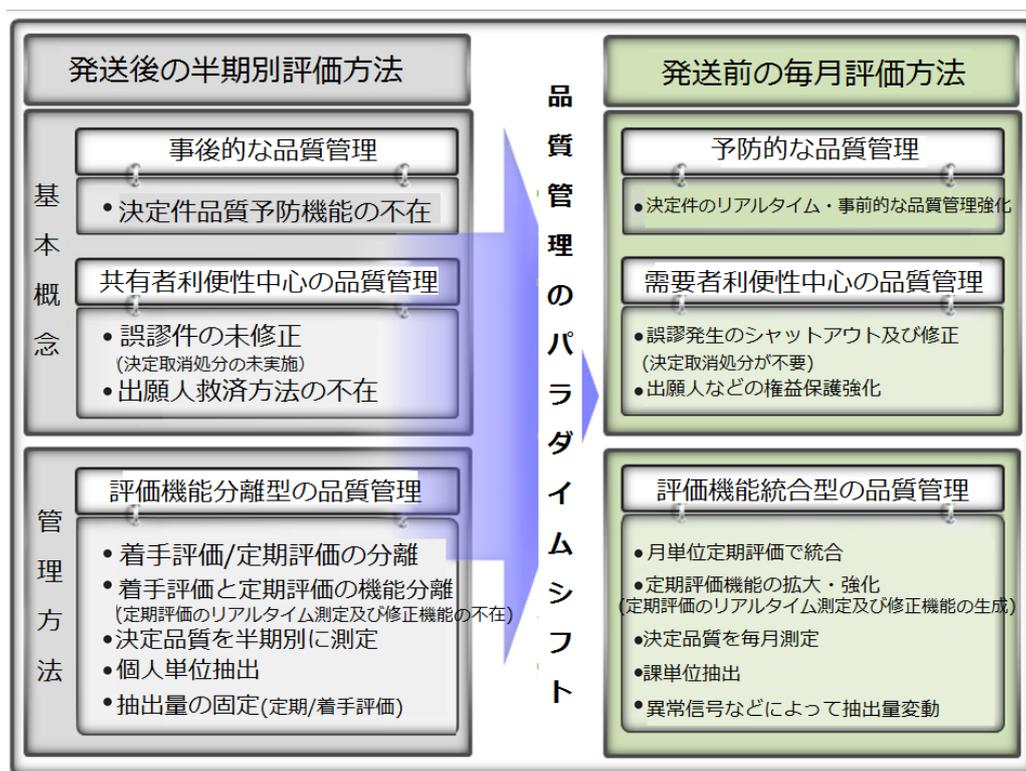
審査局の内に計122の審査パート(特許審査企画局20、特許審査1局35、特許審査2局35、特許審査3局32)を運営している。このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミスを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

2) 審査品質管理の強化

イ) 審査評価方法の転換

特許庁は2015年下半期から審査評価方法を審査終了後の評価から審査終了前の評価方法に変えた。これを通じて審査が終わる前に発見された審査ミスを事前に修正することができる手続きを整えた。審査品質担当官室は審査終了前に発見されたミスの件を審査部署に毎月通知し、決定件のミスを審査部署が修正できるように手続きを改善した。

<図Ⅱ-1-1> 審査評価方法の転換



持続的なミスを修正するため既存6か月単位で運営されていた審査評価の周期を毎月単位に変更した。また、従来は審査評価の対象件を個人別に均等に抽出していたが、2015年下半年期からは課単位抽出方法に変えることで、組織単位の審査品質管理が強化されるよう手続きを変更した。

ロ)特許品質諮問委員会の設立及び運営

特許庁は国家的に特許品質が高められる基盤を構築するため、官・民がともに特許品質政策に対して議論する「特許品質諮問委員会」を2015年6月に設立した。特許品質諮問委員会は特許品質を高めるためには特許庁のみならず民間の役割も重要であるという認識から、企業、弁理士など民間の品質向上に対する優秀なアイデアを特許政策に反映できるチャンネルを確保するために構成された。

特許品質諮問委員会の内部委員は特許審査企画局長(委員長)、特許審査企画課長(幹事)、特許審査制度課長、審査品質担当官及び審査局主務課長で構成され、外部委員は産業界、学界、研究界の専門家と弁理士で構成される。

特許品質諮問委員会は2015年6月(ソウル)と12月(大田)にわたって2回開催され、①2015年品質政策状況及び2016年政策施行の方向、②韓・米間の審査情報を事前に共有する韓 - 米特許共同審査の成果及び運営方策、③審査評価方法の審査終結後評価方法への転換、④審査品質指標の適正性などに対して議論された。

<図Ⅱ-1-2>特許品質諮問委員会の進行写真



3) 審査官の専門性の向上

イ) 開かれた特許技術フォーラムの実施

開かれた特許技術フォーラムは多出願企業の最新技術を審査官と共有するため、多出願企業の専門家を招いた技術セミナーであり、2015年3月に初めて実施された。開かれた特許技術フォーラムは雄・複合技術進化の加速によって技術分野が多様化したことで相互関連のある技術分野に対する審査官の技術理解を深める必要があることから導入された。多出願企業の最新技術セミナーを通じて審査官の技術専門性を高めることで、出願技術内容の把握、先行技術の検索・比較判断などにおいて正確な審査を誘導するきっかけとなった。

また、標準・源泉・先導技術などの技術開発程度によって求められる進歩性レベルの差異において産業界が要求する進歩性判断基準の理解と定立が必要であった。このような点で、開かれた特許技術フォーラムを通じて官－民間で進歩性判断基準が共有できる場を設けることで、審査官の進歩性判断基準の調和に貢献した。

具体的には2015年3月にサムスン電子の特許戦略及び半導体メモリーなど4つの技術分野に対するセミナーを行い、7月にはLG電子の特許戦略及びLTE通信技術など4大技術分野に対するセミナーを行った。10月にはLG化学の特許戦略及び二次電池など4大技術分野に対するセミナーを行った。

ロ) 先行技術検索コンテストの開催

特許審査は限られた検索時間内に適正先行技術を検索するため、効果的な検索戦略を樹立し、それに対する集中的な検索を行う必要がある。そのため、検索結果のみならず、検索キーワード、検索履歴など検索過程を総合的に評価及び発掘して実際検索における活用性を最大にするため、2015年11月に先行技術検索コンテストを開催した。

2015年先行技術検索コンテストは審査官、サーチャーの大会を分けて実施し、サーチャー大会は特実検索とPCT検索を分けて実施した。参加した審査官は64人、参加したサーチャーは74人であり、審査官及びサーチャーの多様な検索戦略を発見できる良い機会となった。

先行技術検索コンテストは審査官及びサーチャーが各自保有している審査、調査件のうち任意選定された件の検索戦略、検索履歴、構成比表の提出及び評価の方法で行われた。評価の正確性と公正性のため、評価委員は審査課長、審査パート長、審査評価官などで構成され、①検索戦略の適正性、②検索の充実性、③検索結果の妥当性、④検索の効率性の項目別に評価表基準に沿って評価を行った。

評価の結果、計審査官9人とサーチャー18人の先行技術検索履歴及び結果が優秀事例として選定され、優秀事例を共有して審査官、サーチャーの能力を強化するためのセミナーを実施した。

ハ. 評価及び発展方向

以上のように優秀な人的資源の効果的な管理、審査品質管理の強化、審査官の専門性向上などの様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間国際的な競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスを提供する基盤を整えることができた。

今後審査官等級制は教育要件を現状に適したものにするなどを通じて審査官が昇給できる機会をより多く提供し、首席・責任審査官など優秀な経歴審査官に対するインセンティブを拡大していく予定である。また、審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別の適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専担パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画であり、パート長の責任及び権限の強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。

特許庁は政策方向を品質中心に転換するために多様な品質関連指標を審査官、パート、審査課、審査局別に点検できる審査品質管理カードをシステムを通じて構築する

計画である。審査品質は少数の指標で代弁できない定性的な面を持っているため、様々な品質指標の変動推移分析を通じて審査の正確性及び一貫性を高めていけると期待している。

また、産業現場の訪問を通じて現場の技術資料及び専門家知識を審査に活用する公証審査を推進し、融・複合技術を中心に専門分野が異なる審査官間での協議審査を拡大するなど多様なコミュニケーションチャンネルを確保することで審査の正確性を高めていく計画である。

審査処理期間を維持しつつも審査品質が高められる最も根本的な解決方法は審査人材の増員を通じた1人当たり審査処理件数の適正化である。特許庁は1人当たり処理件数を先進国並みに適正化するため、行政自治部など関係機関との協議を通じて持続的に審査人材の増員を推進していく計画である。

3. 特許審査3.0の推進

特許審査企画局 特許審査制度課 施設事務官 ヒョン・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

グローバル特許紛争が拡大し、IP金融、ライセンスなど知的財産の活用が増えるにつれ、特許品質に対する社会的な関心が高まりつつある。このような対内外的な環境において特許庁は特許品質の向上に向けた地道な自助努力を傾けているが、審査段階において限られた予算、人材など独自資源だけでは特許品質を高めるには限界が存在した。

そこで韓国特許庁は2014年から拒絶理由だけを指摘していた既存のネガティブ審査から脱して国民とともに強い特許を創り出していくポジティブ審査へと審査パラダイムを転換した。2015年にはこれを更に発展させ、審査の全段階において国民と疎通・協力し、オーダーメイド型サービスを提供する特許審査3.0を本格的に施行した。

特許審査3.0は公式審査前に出願人と審査官がコミュニケーションを取り、審査の方向を共有し、拒絶理由を予防する予備審査、出願人が最終補正を行う前に予め提出した予備補正案に対して拒絶理由の解消状況を知らせる補正案レビュー、一つの製品（または国家R&D支援事業）関連の特許、デザイン、商標を出願人が希望する時点でまとめて審査する一括審査などがあり、今後既存の制度を持続的に改善するとともに新しい制度を設けていく計画である。



ロ. 推進内容及び成果

1) 予備審査

予備審査は審査着手前に出願人などと審査官が対面面談を通じて審査意見を交換することで正確な審査及び迅速な権利化を図るための制度である。予備審査面談を通じて出願人は拒絶理由を公式審査前に把握して対応でき、審査官は出願人と直接技術及び審査意見を交換することで正確な審査と迅速な特許権利化が可能である。

予備審査は試験実施期間であった2014年に個人・中小企業から大きな反響を呼び、良いスタートを切った。2015年にはその対象を先行技術調査専門機関に先行技術調査の依頼を理由とする優先審査出願から優先審査出願全体に拡大（但し、高難易度特許

分類に該当する出願に限定)した結果、申込件数が3倍以上増加した。早期権利化に実質的な効果があることが立証された予備審査は今後制度を更に精巧化して改善する計画である。

2) 補正案レビュー

補正案レビューは審査着手の後に審査官が予備補正案を予め検討し、出願人などと対面面談を通じて補正案の拒絶理由の解消状況と補正方向を議論して追加拒絶理由通知を減らすなど審査の効率性を高めた制度である。

2015年に初めて導入されたこの制度は下半期から申込件数が急増する傾向にあり、国内外の出願人から既存の面談制度に比べて優れているという良い反応を得ている。また、審査品質及び行政効率性の向上という側面でも対内外的に高い評価を得ている。

3) 一括審査

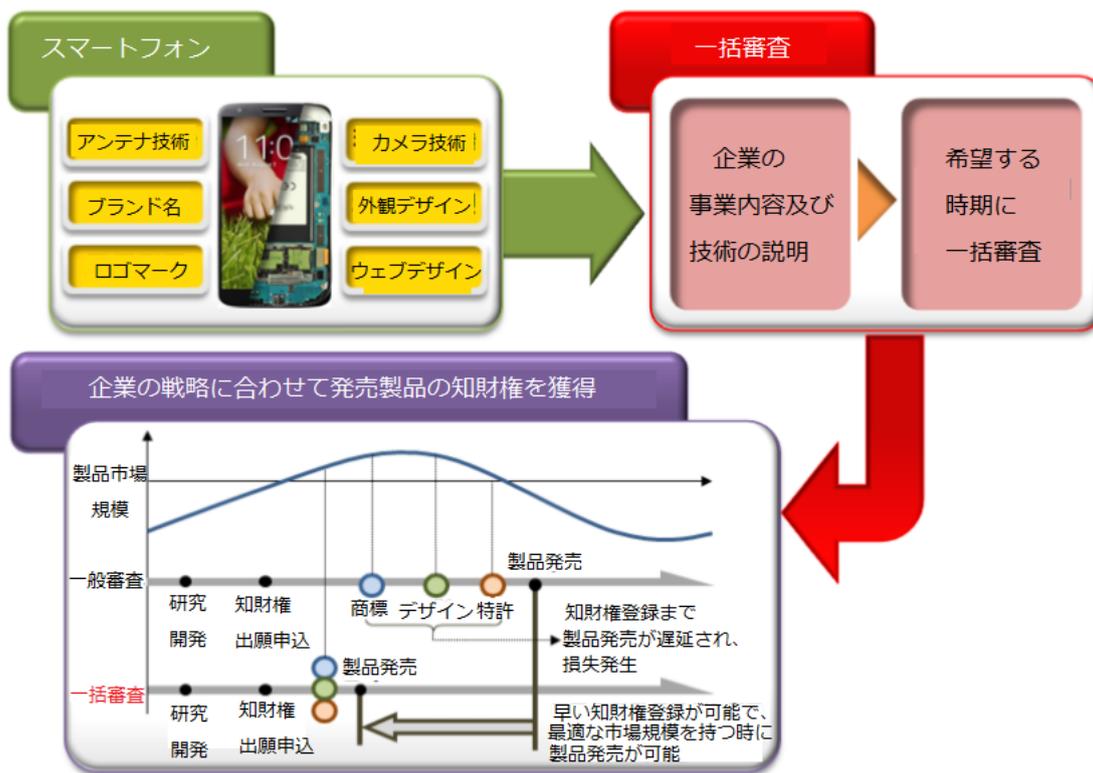
一括審査は一つの製品または一つの国家R&D支援事業に関連する複数の知的財産権出願を出願人が希望する時点に合わせて審査する制度である。

一括審査の申込対象は一つの製品に関連する特許・実用新案・商標・デザイン出願であり、「実施または実施準備中の出願」、「輸出促進に直接関連する出願」、「ベンチャー企業や技術革新型中小企業の出願」、「一人創造企業技術開発事業の結果に関する出願」である。これを通じて企業は最適の市場規模を考慮した製品発売の時期などに合わせて一つの製品に対する複数の知的財産権を一括して確保できる。

また、2015年から国家R&D結果が適時に技術評価、技術移転及び事業化できるよう、同じ国家新技術開発支援事業の結果に関連する出願も一括審査申込対象として追加された。

一方、一括審査を行う前に担当審査官を対象に企業が申し込んだ出願の技術内容を

事前に説明する「一括審査説明会」を開催し、出願人と審査官の技術内容に対する円滑なコミュニケーションを通じてより正確な審査を支援する。また、2015年から一括審査説明会の際に出願人の希望がある場合は予備審査を同時に進め、一括審査と予備審査の効果を同時に提供した。



ハ. 評価及び発展方向

以上のように特許審査3.0は審査の全段階において国民と直接コミュニケーションしながら協力するオーダーメイド型サービスを提供することで、最終的には高品質の特許創出に貢献することを目指す制度である。

2015年は特許審査3.0施行の初年度であり、各種報道資料の配布、特許制度統合説明会の開催などを通じて予備審査、補正案レビュー、一括審査などの広報に集中し、出願人、代理人など特許顧客からは高い満足度を得る同時に、高品質の審査サービスの基盤を構築することができた。

特許審査3.0が出願人(代理人)及び審査官の面談などコミュニケーション・協力を基にしているだけに、今後はコミュニケーションの質的向上を通じて審査の信頼度が高められるよう制度改善に力を入れる計画である。

4. 審査協力型の先行技術調査など審査インフラの改善

特許審査企画局	特許審査企画課	放送通信事務官	キム・キホ
	特許審査企画課	工業事務官	チョ・キユン
国際知識財産研修院	知識財産教育課	行政事務官	チョ・ヨンジク

イ. 特許先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援するとともに、特許審査の品質を高める事業を推進している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在特許・実用新案出願の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-3> 特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

*2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁に要請してきたため、専門機関から指定が取り消される。

2004年までは(財)韓国特許情報院が単独で本事業を行ってきたが、競争体制を導入して調査品質を高め、民間の知的財産(IP)サービス産業を活性化するため、(株)WIPS、(株)IPソリューションなどを先行技術調査専門機関として追加指定し、2005年から複数競争体制で事業を運営している。

特許・実用新案出願に対する先行技術調査事業は当該年度の審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2015年には約320億ウォンを投入して97,314件を依頼した。

<表Ⅱ-1-4>特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
審査処理件数	105,508	137,940	192,236	176,861	193,934	176,260	172,342
アウトソーシング件数	59,782	64,484	81,500	84,230	91,941	92,983	97,314
アウトソーシング比率(%)	56.7	46.7	42.4	47.6	47.4	52.8	56.5
執行額 (百万ウォン)	15,836	17,540	22,168	23,598	25,760	27,706	31,686

*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

2015年には先行技術サーチャーが審査官と対面して先行技術と特許登録可否に関する検討意見まで報告する審査協力型先行技術調査を全体先行技術調査依頼物量の30%まで拡大することで審査品質の向上に貢献し、2014年2回実施していたサーチャーに対する教育を2015年5回実施することでサーチャーの業務専門性を強化した。

また、32席規模の「スマート特許審査センター」を構築し、審査官とサーチャーの面談のための別途の空間を設けることで審査協力型先行技術調査の効率性を高めるためのインフラを構築した。

特許庁は「先行技術調査専門機関の指定及び運営と先行技術調査事業の管理などに関する告示」(特許庁告示第2015-39号)を改正し、先行技術調査物量配分審議委員会

の構成方法を推進から専門家プールを構成して抽選する方法に変更することで物量配分の公正性を強化した。

一方、急増している外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、2009年から国際出願先行技術調査事業を推進している。現在国際出願先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

＜表Ⅱ－1－5＞国際出願先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
2009	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2013	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)WIPS、(株)KTG

国際出願先行技術調査事業は当該年度国際調査件数の一定量を対象にアウトソーシングしており、2015年には約183億ウォンを投入して28,049件を依頼した。

＜表Ⅱ－1－6＞国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
国際調査処理件数	17,050	20,975	23,166	29,919	34,432	30,223	28,049
アウトソーシング件数	5,672	5,200	6,870	16,063	22,890	22,528	26,503
アウトソーシング比率(%)	33.3	24.8	29.7	53.7	66.5	74.5	94.4
執行額(百万ウォン)	3,222	3,266	4,314	10,390	15,382	15,931	18,338

*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷PCT国際調査処理件数)×100

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすと同時に効率を高め、2015年度の審査処理期間を10.0ヵ月に短縮することに貢献した。特許庁は審査官の審査処理負担を緩和するためにアウトソーシングの物量を持続的に拡大していく予定であり、調査品質管理の強化及び評価体系の改善などを通じて審査官満足度と調査報告書の活用率を高めていく計画である。

ロ. 特許分類付与事業

特許庁は内部で特許分類付与業務を行ってきたが、2001年からは特許分類の一貫性及び品質を高めるため、外部の専門機関に特許分類付与業務を依頼している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づいて、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して特許分類業務を依頼することができ、2014年に「特許分類付与専門機関の指定及び運営と特許分類付与事業管理に関する告示」を制定して運用している。

これにより特許分類付与事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行し、2014年からは「韓国特許情報振興センター」の他に「(株)WIPS」、「(株)Creocian」、「(株)IPI」が追加され、特許分類事業に参加している。

特許庁は2015年度に審査の一貫性及び先行技術検索の効率性を高めるため先進特許分類(CPC、Cooperative Patent Classification)を全面導入した。それによって新しく出願される特許文献をCPCで分類し、先行技術文献の検索にCPCを使用するとともに、審査官業務を割り当てる際も既存の国際特許分類(IPC、International Patent Classification)の代わりにCPCを使うようになった。

特許分類付与事業は当該年度の新規出願全体を対象にCPCで分類しているが、2018年まで先行技術検索の効率性を高めるため、直近10年間(2004-2014)の国内過去特許文献130.8万件をCPCで再分類するアウトソーシングを完了する予定である。2015年には2015年新規出願234,293件をCPCで分類し、過去特許文献231,902件に対してはCPC再分類アウトソーシングを行った。

また、特許庁は高くなった分類品質を基に2009年から米国特許文献再分類を代行するために3回にわたって韓-米特許庁間のMOUを締結(第1次MOU(2009年~2010年)、第2次MOU(2011年~2012年)、第3次MOU(2013年~))し、これによる後続措置として米国特許文献の再分類事業を推進し、今後の特許行政輸出の基盤を整っている。

＜表Ⅱ－1－7＞特許分類付与事業の年度別推進状況

年度		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
新規 分類	件数	194,097	196,093	191,422	214,018	219,865	231,849	234,293
	金額 (百万ウォン)	1,799	1,937	1,886	2,183	2,225	2,345	2,957
再分類	件数	77,602	78,192	67,014	38,118	31,487	126,347	231,902
	金額 (百万ウォン)	558	576	494	289	238	1,110	2,066
執行額(百万ウォン)			2,357	2,513	2,380	2,472	2,463	3,455

ハ. 審査官向け新技術教育事業

特許出願の先端・融複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めることで最終的には審査品質の向上につなげるため、2006年4月から体系的な教育システムを導入し、審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定して行われた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関のサーチャーたちもオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。2009年及び2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大にした。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育用講義資料を審査官の特許審査時の参考資料として活用できるようにした。また、2011年から現場中心の実務教育を強化するため、企業・研究所などの現場教育を拡大・実施している。2014年からは教育場所を国際知識財産研修院に移転させ、より体系的な教育管理を実施している。また、セミナーなどを通じて民間に教育を開放することで審査官と民間間の交流を拡大している。2015年には融・複合技術教育、基礎理論教育を更に拡大し、技術分野間の相互理解及び技術能力の強化に取り組んでいる。

＜表Ⅱ－1－8＞審査官向け新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営)	700
2009	・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665
2010	・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営)	677
2011	・合計44の講座に875人の審査官が参加(無線通信アンテナ技術など44の正規講座及び正規講座内に13講座の現場教育を実施)	677
2012	・合計52の講座に1,063人の審査官が参加(データ通信など52の正規講座及び正規講座内に17講座の現場教育を実施)	677
2013	・合計59の講座に1,377人の審査官が参加(デジタル通信概要など59の正規講座及び正規講座内に23講座の現場教育を実施)	677
2014	・合計63の講座に1,567人の審査官が参加(二次電池の最新技術動向など63の正規講座及び正規講座内に30講座の現場教育を実施)	677
2015	・合計66の講座に1,573人の審査官が参加(次世代半導体メモリーの最新技術など66の正規講座及び正規講座内に32講座の現場教育を実施)	608

5. 特許審査における国際協力の強化

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 チェ・キョスク

イ．PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連する先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2015年末基準で計21の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を行っている。

<表Ⅱ-1-9>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、2013)、エジプト(2009、2013)、チリ(2012、2014)、ウクライナ(2013、2015)、シンガポール(2014、2015)、ビシェグラード(2015、－)

* ()で前の数字は指定年度、後ろの数字は施行年度である。ビシェグラードは業務未開始。

* ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁であり、ビシ

エグランドはポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの連合特許庁である。

受理官庁は計115個であり、各受理官庁は業務を行っている20の国際機関のうち一つ以上の管轄国際機関を指定している。出願人はPCT出願を受け付けた受理官庁の管轄国際機関のうち該当PCT出願の国際調査・国際予備審査業務を行う国際機関を選択することができる。

2015年末基準で韓国を管轄国際機関として選定した受理官庁は米国、インドネシア、シンガポール、サウジアラビアなど計14カ国であり、ヨーロッパ特許庁(EPO)に続いて二番目に多い受理官庁から国際調査及び国際予備審査業務の依頼を受けている。

2015年の1年間韓国は28,468件の国際調査の依頼を受け、EPO、日本特許庁に続いて3番目に多い国際調査を遂行し、依頼件のうち14,889件が外国出願人のPCT出願であった。これを通じて約1,815万ドルの外貨を獲得した。

また、2015年PCT総会では出願人が受け付けたわけではないものの受理官庁が入手可能な事前調査結果をPCT出願書とともに管轄国際機関に送付することを提案し、関連PCT規則を改正した。

<表Ⅱ-1-10>PCT国際調査の依頼状況

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
内国	8,830	9,950	10,736	11,971	12,442	13,579
外国	13,877	15,716	16,373	17,560	17,718	14,889
計	22,707	25,666	27,109	29,531	30,160	28,468

<表Ⅱ-1-11>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア

(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)

2015年11月にはトルコ特許庁が韓国の国際調査業務知識と進んでいる審査環境の伝授を希望して国際機関ノウハウの伝授を要請し、そこで韓国が関連コンサルティングを行った。

今後もPCT審査サービスを通じた技術保護と出願人の利便性に向けた規定改正、更には韓国が国際舞台でリーダーシップが発揮できるよう取り組んでいく予定である。

ロ．特許審査業務協力(WORK SHARING)

グローバル経済の到来とともに一つの発明を複数国に出願するケースが増えていることから、共通出願に対する国際審査業務における協力の必要性が高まっている。

特許審査業務協力は他の特許庁が先に先行技術を調査・審査した結果を活用するものであり、正式な制度として定着した特許審査ハイウェイ(PPH)の他にも特許共同審査(CSP)など多様なパイロットプログラムが運営されている。

PPHは一つの特許庁が国内審査またはPCT国際調査を通じて特許可能と判断した出願に対し、他庁がその審査結果を活用して迅速に審査を行う制度である。特許庁は2015年末現在24カ国の特許庁とPPH、23カ国の特許庁とPCT-PPHを施行している。

<表Ⅱ-1-12> PPH施行の対象となっている特許庁の状況

区分	対象特許庁
PPH (24カ国 特許庁)	日本、米国、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、ドイツ、スペイン、中国、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、オーストリア、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、台湾、フィリピン、エ

	ストニア
PCT-PPH (23カ国 特許庁)	日本、米国、中国、オーストリア、ノルディック(北欧特許機構)、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、スペイン、ハンガリー、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、シンガポール、ドイツ、フィリピン、エストニア

2015年からパイロット事業として新しく推進している審査業務協力プログラムであるCSPは特許審査着手の前に複数庁の審査官が各庁の先行技術文献情報を共有することで出願人が複数の国で速やかに強い特許が取得できるよう手助けする制度であり、2015年9月から韓 - 米CSPを施行している。その他にPCT協業審査(一つのPCT出願に対して複数の国際調査機関がともに国際調査)などがある。

第2節 商標・デザイン分野

1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 イ・イッキ

商品の機能と品質など本来の価値とともに消費者はブランド価値、美的価値のために進んで費用を支払う時代となった。すなわち、ブランドとデザイン価値そのものを消費する傾向が強くなりつつあり、それによってブランドとデザインの権利である商標権、デザイン権の重要性が増している。技術の上方標準化によって似たような製品が有り触れる状況の中で商標とデザインが消費者の製品選択における主な基準となっている。

このように商標・デザインの価値が高まる一方の現実の中で主要国は自国企業の競争力を高めるため、審査処理期間の短縮に力を入れている。商標の場合、審査処理期間を米国は2005年6.3ヶ月から2014年3.0ヶ月に、日本は2005年6.6ヶ月から2014年3.0ヶ月に短縮した。デザインの場合、米国は2005年11.0ヶ月であったが、2014年12.9ヶ月に多少遅くなり、日本は2005年7.0ヶ月から2014年6.2ヶ月に一部短縮した。このような世界的な流れに歩調を合わせて韓国特許庁も審査処理期間の短縮を重点的な処理施策として推進した。

審査処理期間の短縮とともに高品質の審査処理を目指して審査品質を高めるよう取り組んだ。商標とデザインの使用現状とかけ離れず取引現状を反映した商標・デザイン審査ができるよう、時宜に適った商標・デザイン審査基準の改正で運営した。また、商標・デザイン分野独自の品質管理システムの運営、商品・物品分類体系の持続的な整備と審査データの整合性向上に向けた努力、審査官教育及び研究会活動の強化を展開した。そして、検索システムの改善努力などを併行し、最終的には出願顧客などユーザーの満足を目標に審査に対する顧客満足度調査を通じて品質を管理した。

更に商標・デザイン分野に対するグローバルスタンダード形成議論に参加し、それ

を積極的に国内制度に反映できるよう国際協力の強化に取り組んだ。

2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ウンギョン

イ. 推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは商品発売と同時に出願される場合が多く、デザインはライフサイクルが短いいため迅速な審査処理を通じて権利化することが何より重要である。米国を始めとする主要国も迅速な審査処理のために力を入れている。

＜表Ⅱ－1－13＞主要国における商標・デザインの審査処理期間の状況

(単位：ヶ月)

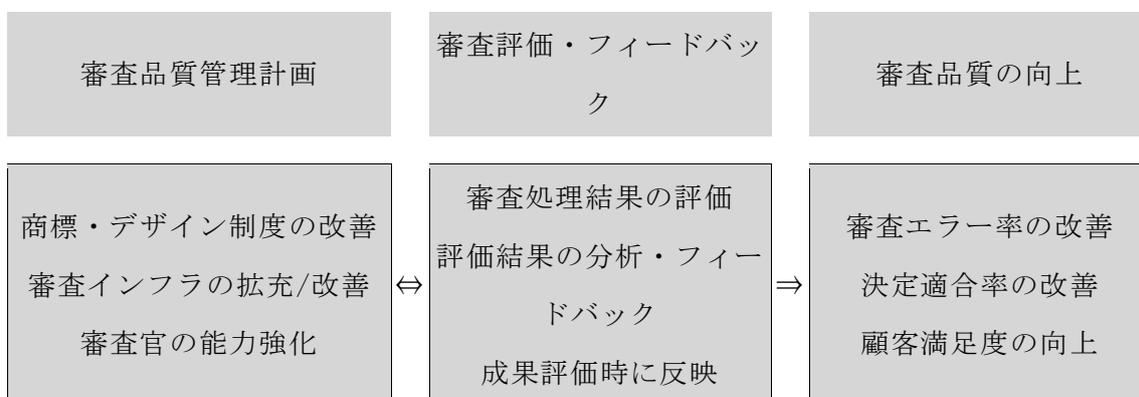
区分	韓国(2015)	米国(2014)	日本(2014)
商標	4.7	3.0	4.3
デザイン	4.4	12.9	6.3

そこで韓国特許庁は1人当たりの審査処理物量を増やすなどの自助努力を通じて2015年度の商標審査処理期間は4.7ヶ月、デザイン審査処理期間は4.4ヶ月を達成し、審査処理期間を2014年に比べて1ヶ月以上短縮した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援の他に、優れた審査品質を維持するための取り組みも強化している。審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能力の強化が調和を成した時にこそ可能になる。特許庁ではこれらの3要素を盛り込んだ「商標・デザイン品質向上戦略」を樹立・推進しているが、その後続措置として2015年度には客観的な指標である「審査品質管理指数」を測定して成果評価にそれを反映するとともに、審査争点事例に対して議論する「審査品質点検会議」を運営するなど、審査品質の向上に向けた好循環体系を構築

した。

<表Ⅱ-1-14>商標・デザイン審査品質向上推進体系



ロ. 推進内容及び成果

1) 審査人員の拡充

審査処理期間を短縮し、審査品質を高めるため、優秀な審査人材の補強に取り組んだ。出願増加率が商標15.8%、デザイン3.9%に達し、5カ月以内という審査処理期間目標の達成が難しい状況が発生し、それを打開するために下半期から商標審査官10人を増やした。また、商標審査官定員の増員に向けた取り組みなどを通じて2016年度から6級審査官5人増員を確定した。また、6級審査官9人を新規採用して配置し、採用された審査官がうまく適応できるよう規定を設けて専門教育を実施した。

2) 審査官の専門性の強化

審査品質は審査処理業務を直接遂行する審査官の能力によって左右される。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、専門職位審査官を拡大した。また、商標デザイン審査争点・ノウハウ発表会の開催、関連研究会の運営、外部専門家招聘講演の実施、専門性強化教育、審査参考資料の発刊など様々な取り組みを図った。

分野別に審査を専担する専門職位審査官を38職位追加し、計78の専門職位を運営した。経歴と専門性の高い審査官を中心に選定した専門職位審査官は同じ補職に4年以上勤務し、審査物量も追加されることで審査目標達成に貢献できるものと期待される。

審査争点・ノウハウ発表会は各審査官の審査処理過程で現れた審査争点またはノウハウを発表させることで審査官間で審査情報を共有・拡散させるため、定例化したものである。また、パート長中心の審査事例研究会である商標デザイン審査品質点検会議を開催することで、新しい審査政策の方向を共有し、それに基づいて一貫性のある審査ができるように取り組んだ。

<表Ⅱ-1-15>2015年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況

日付	審査争点/ノウハウ発表のテーマ
2015年 上半期 (5. 18)	画像デザイン審査品質向上の方法
	新規性喪失例外主張時の証明書類審査方向の検討
	複合結合商標に対する審査事例の研究
	2人以上同一者の出願抽選方法の改善策
	商標法第73条及び第7条第5項関連の不使用取消審判と指定商品の争点研究
	場所・地域・空間的な意味の単語が結合された標章に対する識別力有無の検討
2015年 下半期 (11. 18)	周知・著名商標を含む結合商標の類似判断
	結合標章識別力の検討
	芸能人及び芸能人グループ名称に対する審査時における留意事項
	不正目的判断に対する事例研究
	簡単かつ有り触れた標章及び文字認識力標章に対する審査事例研究
	外国語(英語)で構成された標章の識別力判断
デザインの再審査請求制度	
「自然物」を基にした容易創作判断の検討	



一方、学界及び弁理士など庁外の商標・デザイン分野専門家招聘講演会を開催し、関連業界のトレンドを審査に反映できるようにした。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標・デザイン制度研究会を計5回開催した。

＜表Ⅱ－1－16＞2015年デザイン分野の外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
1.7	米国デザイン特許セミナー	Chris、Carani米国弁護士
7.9	実務観点のデザイン系討論(アップルーサムスン訴訟のメッセージ)	チョン・ウソン(イム&チョン特許)

また、国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊することで、審査官の活用を取り図った。

＜表Ⅱ－1－17＞2015年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	審査参考資料
2015.1	商標審査基準
2015.1	類似商品サービス業の審査基準
2015.3	ハーグ協定、共通規則及び施行細則の改正本(英韓翻訳)
2015.6	サービス標審査細部処理指針及び要領

2015. 7	商品・サービス業の類似性判例事例集
2015. 10	デザイン審査基準の一部改正
2015. 11	2015公知デザインキャラクター集
2015. 12	商品説明書
2015. 12	デザイン取消環流審決事例集

3) 審査品質管理体系の充実化

商標デザイン審査局は独自の「成果評価及び審査品質管理方策」を策定し、審査官の品質管理活動と研究教育活動を客観的に数値化した「審査品質管理指数」を測定し、成果評価における評価資料として活用した。

審査品質指標として審査品質評価の結果のみならず先行商標やデザイン検索の充実性、ポジティブ審査の判断、使用実態調査の充実度などを指数化して管理した。このような品質管理指数に加えてパート評価、過評価結果など客観的な指標を成果評価に反映してインセンティブを提供することで独自品質管理の充実化を図り、実効性を高めた。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁が独自に2015年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度を調査した結果、商標・デザイン審査分野の総合満足度は2014年と同水準であることが分かった。顧客満足度を高めるためには迅速な権利付与とともに審査制度の改善、インフラの拡充及び審査官能力の強化など審査品質の向上に向けた持続的な努力が必要と見られる。

<表Ⅱ-1-18> 2015年度顧客満足度調査の結果(商標審査分野)

区分	総合満足度	記載事項の理解容易性	審査官の審査専門性	法適用の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切度	制度改善に向けた努力満足

							度
下半期	74.45	76.15	75.46	77.98	78.90	77.98	-
上半期	71.36	81.48	81.48	75	84.72	74.38	72.78

＜表Ⅱ－1－19＞2015年顧客満足度調査の結果(デザイン審査分野)

区分	総合満足度	記載事項の理解容易性	審査官の審査専門性	法適用の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切度	制度改善に向けた努力満足度
下半期	75.17	77.33	74.81	78	79.46	77.52	-
上半期	71.22	76.06	81.91	77.66	82.98	84.04	72.22

特許庁は2016年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準の測定と補完、そしてフィードバック体系を整えつつ、顧客の立場から公正な審査処理が行われるように努める計画である。また、審査処理期間を追加的に短縮し、国民が速やかに商標・デザイン権を確保することができるよう支援していく。

3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善

イ. 商標・デザイン審査支援事業の展開

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ヒョンベク
 デザイン審査政策課 行政事務官 チョン・ブヨン

1) 推進背景及び概要

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似したり、関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第22条の2第1項「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関を指定して商標検索と商品分類の付与業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ロ) 国際商標登録出願の指定商品翻訳分類事業

国際商標登録出願制度の施行を受け、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、迅速かつ効率的な国際商標審査業務を図っている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業は国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳し、指定商品を分類して指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ) 商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を高め、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を新たに始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基

づいて分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標として出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ) デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は審査官の業務負担軽減、審査処理期間の短縮及び審査品質の向上のため、先行デザインの検索及び分析業務を外部専門調査機関に依頼するものであり、2008年から導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第59条第1項、「特許庁長はデザイン登録出願を審査する際に必要と認められた場合、専門機関を指定して先行デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ホ) デザイン物品分類事業

特許庁は審査官の効果的な先行デザイン検索のため、用途と機能によって固有の韓国物品分類基準を定立して出願デザインの物品分類記号別に審査DBに搭載しており、2009年から外部専門機関による委託事業を推進している。2014年7月ハーグ協定加盟によってロカルノ国際分類⁸のサブクラス情報を付与する作業も併行することで、審査官の先行デザイン検索に貢献している。

ヘ) 公知デザイン審査資料整備事業

⁸ 正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定 (Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs) であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2013年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など53カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)及び欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などハーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

公知デザイン審査資料整備事業は刊行物、インターネット公知デザイン及び海外デザイン公報などを収集及び整備することであり、国際的な審査流れに対応するとともに高品質の審査サービスを提供するために外部専門機関に事業を委託している。特に、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入をきっかけに従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で使用できる電子イメージで構築し、2004年からはインターネット公知デザインを追加的に収集・整備している。

ト)国際デザイン審査基盤構築事業

産業デザインの国際登録に関するハーグ協定加盟によって2014年7月から韓国特許庁を通じた国際出願及び大韓民国を指定国とする国際デザイン登録出願制度が導入された。そこで指定官庁としての国際デザイン登録出願に対する審査を支援するため、外国語出願書の翻訳及び英文指定物品に対する分類コード付与などを外部専門機関に依頼することで審査効率性を高めている。

2)推進内容及び成果

イ)商標調査分析事業

特許庁は2003年「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムを通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に民間企業である「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2015年2月にはナライネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が事業を展開している。

<表Ⅱ-1-20>商標調査分析事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015
アウトソーシング件数	36,469	36,018	39,771	50,010	62,896	74,213
執行額	1,371	1,394	1,584	2,142	3,220	4,098

毎年サーチャーを対象に商標法理論及び審査実務高級教育、調査品質向上策を模索するためのワークショップ、セミナーなどを定期的を実施する一方、2009年から調査報告書の活用による審査官審査実績点数の差引制度を導入して調査分析事業の効果向上を図り、2010年からは課業対象範囲を拡大して文字だけで構成された商標のみならず、文字商標の約5倍に達する図形要素が含まれた商標も商標調査分析事業の対象にして審査官の業務負担を減らすことで全体的な審査品質の向上を図った。

2012年中盤に審査処理期間の短縮に実質的な効果をもたらす改善策を講じるとともにシステムを構築するなどの準備過程を経て、2013年からは先行商標検索中心から脱して審査に必要な全ての資料を調査するよう事業を改編し、商標審査・審判の経歴者や弁理士などを活用して審査全般にわたって審査官業務を補助する専門サーチャー制度を導入した。また、経歴審査官とサーチャーを1：1でマッチングして調査分析件毎に確認・指導を行い、審査ノウハウの伝授を通じて調査品質の向上を図った。その結果、審査業務軽減率を従前15%から最高70%に上げるなど事業効率を画期的に高めた。更に、2014年10月にはこれまで改編された事業内容を制度化し、事業を体系的に運営・管理するために既存の告示を大幅見直して「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定した。同時に、品質による事業管理をより強化するため審査官の主観的・形式的な既存の品質点数算出方法を改善して審査官の件別品質点数(40%)、定性的能力評価(20%)及び審査品質課の評価点数(40%)を総合して算出した総合品質点数体系を構築した。

2015年6月には事業物量振り分け委員会の構成・運営のための告示を改正し、専門機関間の事業物量振り分けにおいて客観性・透明性を図るとともに、評価結果を専門機関事業物量とサーチャーの個人成果につなげるなど品質管理を一層強化している。

ロ) 国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業

特許庁は2004年から「(財)韓国特許情報院」を通じて英文指定商品の国文翻訳を始め、2009年度からは「(株)WIPS」を新たに参入させて複数競争体制で運営している。また、事業範囲を英文指定商品の分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審

査官の業務負担を減らすことで、国際商標1次審査処理期間の短縮に貢献している。

＜表Ⅱ－1－21＞国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
英文指定商品の翻訳	アウトソーシング件数	12,342	12,572	11,983	13,015	13,089	14,616
	執行額	327	411	402	439	441	493
英文指定商品の分類	アウトソーシング件数	75,341	88,004	83,881	91,105	90,218	102,312
	執行額	67	79	78	86	85	97

ハ) 指定商標分類事業及び図形商標分類事業

指定商品分類事業と図形商標分類事業は2009年からスタートした。分類品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため、定期的に商品分類と図形分類の理論及び実務高級教育、セミナー、分類品質点検会議、特許庁の審査官と調査機関の分類担当者間の定期的な交流などを実施して業務ノウハウを共有すると同時に、審査官と分類担当者が分類結果に対して随時意見を交わすことで誤分類の発生を最小限に抑えられるように多角的な努力を傾けてきた。

＜表Ⅱ－1－22＞指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
指定商品分類	アウトソーシング件数	270,000	375,986	583,815	472,611	261,162	356,553
	執行額	215	301	485	395	217	299
図形商標分類	アウトソーシング件数	43,000	44,133	49,432	48,606	51,018	55,419
	執行額	245	256	295	292	306	333

ニ) デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月15日「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から「(財)韓国特許情報院」と「(株)WIPS」をデザイン専門調査機関として指定し、2015年にはナラアインターネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が調査分析事業を運営している。

一方、デザイン専門調査機関はデザイン保護法第59条の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)を専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関とのアウトソーシング契約を通じて年間事業量を配分する方法で事業を進めている。

＜表Ⅱ-1-23＞デザイン調査分析事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
アウトソーシング	6,445	7,334	6,514	10,228	19,980	23,868	28,519
執行額	632	735	593	959	1,448	1,881	2,519

同事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成であり、そのためデザイン保護法に関する教育と審査官・サーチャー間の懇談会開催、審査品質向上に向けた半期別ワークショップの開催などを通じてサーチャーの業務能力を高めた。2014年10月には「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定し、専門機関別の事業物量振り分けのための総合品質点数体系を構築した。総合品質点数は審査官の件別品質点数(40%)、定性的な能力評価(20%)及び審査品質とのサンプリング検収(40%)を算出した点数であり、これによって専門機関間の事業物量の振り分けにおける客観性・透明性を図っている。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業は公知された最新デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用

できるようにデータとして構築する事業であり、これに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となるデザインは、第一にインターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二に雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三に米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されたデザインなど大きく3つで構成される。2012年度にはこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインも審査参考証拠資料として収集した。2013年度には韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供してもらうことになっているキャラクター関連のデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されたデザインを審査参考証拠資料として収集・構築した。年度別の予算金額と事業実績は以下の表のとおりである。

＜表Ⅱ－1－24＞公知デザイン審査資料の収集・整備状況

		～2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
外国 公報	日本		29,331	28,147	25,830	23,572	25,357	30,311	24,120	30,217
	米国		27,574	22,013	22,241	21,608	22,361	28,089	19,883	25,083
	OHIM		66,916	60,837	59,674	69,585	62,684	89,778	48,644	91,065
	WIPO		6,447	6,934	9,028	3,571	13,079	20,866	11,968	14,207
	ドイツ		24,743	19,968	24,228	22,836	30,788	52,585	45,489	33,289
	中国						41,747	23,748	45,385	37,049
	小計		155,011	137,899	141,001	141,172	196,016	245,377	195,489	230,910
実用新案			5,064	2,551	4,000	3,768	2,634	4,837	3,945	4,056
画像デザイン			10,004	10,336	10,334	5,086	8,037	4,422	1,349	1,603
フォント			1,518	1,534	1,530	1,500	-	575	400	450
カタログ			170,527	185,852	166,853	23,665	20,569	24,626	37,708	24,190
キャラクター DB*								6,549	6,221	5,597
公知証明DB*								2,240	438	159
インターネット			147,532	146,000	170,780	180,247	156,160	52,213	81,817	54,835

ト公知									
合計	4,607,000	489,656	484,172	494,498	355,438	383,416	340,839	327,367	321,800

へ) デザイン国際分類であるロカルノ協定への加盟

ロカルノ協定で制定されたロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の類(Class)と219の群(Subclass)、7,024の物品目録及び注釈で構成されている。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ協定に加盟した目的は、第一、デザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応してロカルノ分類体系に転換し、ハーグ協定に加盟するためである。第二、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得にかかる費用や時間が節減できるためである。一方、デザイン物品分類業務は審査官の審査負担を減らすとともに分類の一貫性及び正確性を確保するため、全体出願件数を外部デザイン専門機関に依頼している。

3) 評価及び発展方向

イ) 商標調査分析事業

出願は持続的に増加しているが、審査人材の増員には限界がある中、この事業は審査処理期間を安定的に管理するとともに、審査品質の向上を図る上でかなり貢献しているものと評価される。

特に2015年商標出願が前年比15.8%増加する中でも1次審査処理期間を6.5ヵ月から5.0ヵ月に画期的に短縮した。今後も審査処理期間を5.0ヵ月以内に管理し、審査品質を高めるため、2013年基準で全体出願件数の30%水準であるアウトソーシング物量を50%まで徐々に拡大していく計画である。また、調査品質を高めるためのサーチャー能力強化教育の実施及び品質評価の改善など品質管理努力も続けていく計画である。

ロ)マドリッド国際商標登録出願指定商品の翻訳分類事業

マドリッド議定書に明示された18ヶ月の審査処理期間を遵守し、指定商品審査の一貫性・統一性を維持することで、審査品質を高めるという目的を達成するため、審査官が要求するレベルの翻訳・分類人材の確保、翻訳・分類人材に対する持続的な能力強化教育、ワークショップ、セミナー、外部委託教育などを通じて品質を高めるための様々な努力を傾けることで、誤訳及び誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

ハ)指定商品分類事業及び図形商標分類事業

指定商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確かつ迅速な分類を通じて円滑な審査業務を支援することである。そのため分類人材の能力を強化するための理論及び実務教育を持続的に実施し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと商品類別・図形商標分類別のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、専門機関内に商品分類及び図形商標分類専門家を指定・育成し、特許庁分類担当審査官を中心に国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ)デザイン調査分析事業

この事業は審査官のデザイン審査業務の中で先行デザイン調査など登録可能性分析を外部の専門機関に依頼するものであり、審査官と同レベルの調査人材を確保することと審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安全管理が重要である。特許庁はこのような問題点を補完・克服するため、具体的なデザイン審査マニュアルを作成して専門機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設

網)と特許ネットシステムを通じたデザイン資料の伝送と専門機関の保安管理にも万全を期している。

2015年審査処理期間は5.0カ月であり2016年度以後は5.0カ月を維持しつつ、審査品質を高めるため、アウトソーシング規模を2015年28,519件から2016年30,061件(FA基準)に拡大する計画である。特に専門調査の拡大を通じて審査処理期間の短縮と品質向上に大きく役立てるように運営する計画であり、調査分析品質を高めるためのサーチャー能力強化プログラムの改善と総合品質点数に基づいた事業物量振り分けなど品質管理に持続的な努力を傾ける計画である。

ホ)デザイン物品分類事業

同事業の目的はデザイン審査官が使用する検索システム上で旧韓国分類及びロカルノ国際分類による分類を通じて効率的な検索が可能になるように支援することである。2016年度からは出願件全体を外部に依頼することで、分類の一貫性を高める計画である。また、旧韓国分類とロカルノ分類の整合マッチングのための物品分類研究会などの活動を強化する計画である。

ヘ)公知デザイン審査資料の整備事業

同事業の目的は実効性のある公知デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、速やかに特許庁の審査官に提供することである。2009年からデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮させるとともに、持続的な重複データ除去作業を通じて公知デザインDBの信頼性維持に取り組んでいる。デザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

<表Ⅱ-1-25>2015年デザイン審査資料の保有状況

(2016.3.14基準)

区分		数量	蓄積期間
国内	デザイン公報	1,357,507	1960～

	実用新案公報	478,309	1999～
海外	日本公報	1,371,203	1999～
	中国公報	149,400	2012～
	WIPO公報	176,999	1998～
	OHIM公報	808,080	2003～
	米国公報	294,955	2002～
	ドイツ公報	300,776	2006～
	過去の外国公報	676,892	～1999
その他	カタログ、インターネット	4,433,398	1980～
	画像デザイン	169,564	2003～
	フォント	32,266	2004～
	平面デザイン	217,493	1960～
計		10,099,949	

ト) 国際デザイン審査基盤構築事業

韓国はロカルノ協定に加盟するために2011年1月17日WIPOにロカルノ協定加盟書を寄託し、3ヶ月後の2011年4月17日付で協定が発効した。それを受け、デザイン物品分類区分に関する告示及び物品区分表を改正し、細部的な物品名称を比較・分析したロカルノ－韓国分類対照表を発刊した。2014年4月1日にはハーグ協定に加盟し、2014年7月1日からはデザイン国際出願制度を運営している。

2015年5月米国と日本がハーグ協定に加盟したことで、大韓民国を指定国とする国際デザイン登録出願書に対する審査が本格化すると見られる。

ロ. 商標・デザイン審査官の審査能力を強化するための教育の実施

商標デザイン審査局	商標審査政策課	行政事務官	ペク・インヒョン
	デザイン審査政策課	行政事務官	ユン・ジェギョン

1) 転入審査官向け教育の強化

2015年には商標・デザイン分野の転入審査官と新規採用人材に対する業務適応及び審査実務能力を培うために独自の転入審査官職務教育(OTL)を実施した。

2) 審査官向け関連法令教育の強化

産業発展及び取引現状の多様化・複雑化に対応するために商標・デザイン関連の研究会を運営し、商標・デザイン分野の制度のみならず知的財産と関連する多様かつ幅広い知識が共有できるように取り組んだ。商標分野では著しい地理的名称と方位が結合した標章の識別力検討、外国国家名または都市名が含まれた商標の商標法第7条第1項第11号適用判断など、デザイン分野では米国デザイン特許制度の理論と実務、実務的な観点のデザイン系討論など様々なテーマと争点に対する発表と討論を通じて、商標・デザインと関連する新しい知識を習得させることで政策の樹立に活用できるようにするとともに、実務にも適用することで審査品質の向上にも貢献した。

<表Ⅱ-1-26> 商標・デザイン分野における審査実務関連教育の実施状況

区分	局独自	研修院	特許審判院
対象別教育	新規転入審査官向けオーダーメイド型教育*	新規・中堅審査官課程(2課程)	-
分野別教育		法令及び事例研究課程(13課程)	-
職務高級教育	研究会の運営(4つ)	-	訴訟実務及び法令教育(2課程)

*教育実績：新規転入審査官向けオーダーメイド型教育(商標：2回34人、デザイン：4回17人)

3) 審査品質及び顧客満足度の向上に向けた審査体系の改善

(1) 審査品質の向上に向けたシステム性能の改善

2015年には商標出願の増加が予想をはるかに上回り、審査処理期間の短縮及び品質向上が懸念された。審査官の負担がほぼ限界に達するとともに短期間で所要人材の確保が難しい状況の中で、審査人材の確保以外の他の方法で審査システムの高度化を通じた審査処理の効率化が求められた。それを改善するため、予算3億ウォンを確保し、商標審査システム全般における改善を取り戻ることができた。

そこで、審査点検表及び通知書の自動化、自動エラー防止システムの構築、審査履歴管理システムの導入、リアルタイム協議審査システムなどが2016年から構築される予定である。これを通じて商標審査の効率性、正確性、専門性が確保される見込みである。

(2) 審査品質向上に向けた各種審査情報・資料の提供

商標審査と直接的に関連のある法令や制度の変更事項のみならず、商標・デザイン審査処理計画など政策関連資料も同時に提供することで審査官が商標・デザイン全般に関する現状を把握して業務が行えるようになった。のみならず、月別審査品質点検会議資料、四半期毎の優秀通知書、協議審査事例、各種の教育資料などを審査官に提供することで審査品質の向上を支援した。このような資料は主に審査官が簡単にアクセスできる審査システム内の審査情報共有掲示板を通じて提供された。

(3) 個別商品間の類似性判断の活性化

商標審査の際に審査官が類似群体系とは別に個別具体的に商品及びサービス業の類似判断ができるように関連審査基準を改正した。また、専門化・細分化しつつある取引現状などを類似群コード体系が正確に反映するには一定の限界があることから、2011年324個に過ぎなかった類似群コード体系を2015年末882個まで大幅細分化して取引現状に符合する商品・サービス業の類似判断を図った。しかし、類似群コードを細分化して審査官が個別具体的に商品またはサービス業間の類似判断を行っているにも関

ならず、特許審判院などで比較される商品がお互い類似しないという事由で取消差戻される事例が依然として減っていない。

このような問題点を解消するため、出願人が比較対象の商品がお互い類似していないという趣旨で主張したり、審査官の裁量で同じ類似群コードが割り当てられた商品であっても商品の属性、生産者部門、需要者部門など取引現状などを総合的に判断した時に類似しないと判断したり、逆にお互い異なる類似群コードを持つ商品間で類似する標章に同時に使用された場合一般需要者などが出処を誤認・混同する恐れがあると判断した場合、審査官は類似群コードに囚われることなく取引現状などを踏まえて類似性を判断するようにした。

但し、類似性判断の公正性及び客観性を確保するため類似群体系と異なる判断をする場合には事前に商標審査政策課の分類担当事務官と協議審査を行うようにする事前協議審査制度を2013年9月に導入し、2014年には230件余り、2015年には327件余りの商品協議審査を実施した。それによって類似群体系と異なる判断を下した事例が協議審査の55%に達している。

商品審査の一貫性を確保するため2005年以後商品間の類似性を判断した裁判所の判例を類似群コード体系に改編して「商品サービス業類似性判例事例集」を発刊し、審査官が商品審査の際に関連判例及び用品類似性判断協議審査の事例を簡単に照会して参考できるよう関連資料をDB化して審査システムに搭載した。

また、個別商品間類似性判断の基礎資料として活用するため、15,000個余りの商品の定義、用途、形状など属性、生産者部門、需要者部門、販売場所などを調査した商品説明書を発刊し、それをシステムにDBとして構築し、審査の際に審査官に活用させた。さらに、商品取引市場に対する審査官の理解の幅を広げるため、取引業界の専門家である研究員、教授などを招いて「医療機器、医薬品、サプリメント、工業用化学剤」などの流通現状を紹介する商品学講座を開催した。

このような商品審査の活性化に向けた協議審査制度、類似性判断DB、商品解説書、

商品学講座などは取引市場の現状に符合する商品類似判断を行うことで、商品審査の品質向上に貢献するものと期待している。

4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化

イ. 商標分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・キジュン
デザイン審査政策課 行政事務官 チェ・ウンリム

1) 推進背景及び概要

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は国内主義原則によって先行商標に対する審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きいからであった。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする変化の動きが現れ始め、このような流れに変化の風が吹き始めた。

2) 推進内容及び成果

このような流れの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極(TM3)から始まった。商標3極の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の意見を反映させ、韓国出願人の海外出願の際の利便性を増進させるため、商標3極加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓国のTM3加盟の必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4ヵ庁(TM4)体制の発足に成功した。以後2012年5月中国のTM4正式加盟によりTM5が

正式に発足したことで、特許分野のIP5に匹敵する商標分野の多国間協議体が本格的に登場した。韓国は責任のある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映させるため、TM5ウェブサイト構築事業と審査結果比較分析事業をリードし、2013年12月にはTM5新規加盟国の中では初めてTM5年次会議の開催に成功するなどTM5活動に積極的に参加している。最近では昨年12月米国ワシントンで米国特許庁が主催したTM5年次会議に出席し、商標分野における協力をリードした。



2015年12月にはTM5ウェブサイトを全面改編してよりユーザーに優しいサイトにするとともに、今年リアルタイムウェブサイトモニタリング、ポップアップを通じた最新情報の可視性拡大など追加サービスを構築する計画である。審査結果分析事業の場合、2015年合意された研究進行方向及び研究対象を基に最終報告書の発刊など目に見える成果をあげていく予定である。また、TM5加盟国の商品名称記載方法に対する情報提供事業を新たに提案し、具体的な事業内容に対して加盟国からの承認を得て本格的に推進していく計画である。

同時に、商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパの法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会合も開催した。専門家会合を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。また、韓国企業にとって最大の出願国である中国との定例的な実務者レベル・長官レベル会合の開催に合意したことで、中国の審査制度・慣行に対する情報を収集すると同時に中国進出企業の商標保護を強化するための新たな転機を迎えた。

3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に積極的に参加する予定である。特に、2014年度韓国が主導する協力事業として公式に採択された「審査結果比較分析事業」を積極的に推進するとともに、新規事業を発掘することで韓国特許庁主導事業の範囲を拡大して韓国が特許と商標分野において名実ともに知的財産分野G5になったことを対内外に知らせる計画である。また、米国・日本・ヨーロッパ・中国との活発な二国間協議を通じてTM5で議論されなかったテーマに対して議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。特に、中国での悪意的な商標先取り及び商標ブローカーによる被害問題などに積極的に対応するため、長官会合、専門家会合など定例化された二国間協力チャンネルを活用して中国内韓国企業の商標権創出及び保護環境の改善に向けた協力事業などに積極的に取り組んでいく方針である。

ロ. デザイン分野における国際協力体系の構築

1) デザイン法条約 (Design Law Treaty、DLT)

イ) 推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会 (The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」で世界各国の相異なるデザイン法制を統一するための議論の必要性が初めて提起された後、2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査、分析、そしてそれに対する協議を経て条約案を取りまとめ、2010年から議論を続けている。

この条約案は今後世界各国のデザイン保護法制に影響を与えると予想されるため、韓国は同条約案に対する議論に積極的かつ体系的に対応している。

ロ) 推進内容及び成果

WIPO事務局はこの会議文書で産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を設けることで、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザイン手続きを導入しようとするもので、商標法条約(Trademark Law Treaty)、特許法条約(Patent Law Treaty)などと類似していると説明している。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義での出願、出願の分割、公開延期、交信用の住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など30条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など15条項で構成されている。

この条項の中で出願内容、出願日の認定要件、創作者名義の出願、出願の分割、公開延期、更新など殆どの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されているが、一部条項は改正が求められる。特に、2014年7月1日から施行中であるデザイン保護法には出願日に影響を与える重大な瑕疵に対しては差戻しよりは補完の機会を提供するという趣旨の出願日認定要件の条項が反映されている。

但し、代理人の選任、期限の救済、権利の回復、実施権、名前・住所の変更などの条項は出願手続きにおける便宜を図るために国内法の改正が求められる。

ハ) 今後の推進計画

デザイン法条約(DLT)に対する議論は外交会議の開始推進と途上国への支援問題などがかみ合っって先進国と途上国の間で異見があるため、議論を続けるかどうかは現在不透明な状況である。特に、2014年第32回常設委員会ではアフリカグループを中心とする途上国側が伝統知識を直・間接的に表現したデザインの場合はそれに対する出処、情報などを出願書に記載して事前使用許諾を得るように定めようという新しい主張を打ち出したが、一方先進国は個別条文に関する議論が熟したので外交会議の開催に関

する議論に集中するべきであると主張して対立した。2015年第34回常設委員会ではアフリカグループが縮小案を提示したが、先進国はデザイン法条約の目的及び範囲に符合しないという立場には変わりがなかったため、この案件は次期会議で改めて議論される予定である。このような先進国と途上国間の対立は今後も続く見込みであるが、このような一連の努力がデザイン分野において国際規範を形成する上で意味のある過程であるだけに協議過程に積極的に参加する計画である。

2) 韓・日、韓・中の二国間協力体系の強化

イ) 推進内容及び成果

特許庁は韓国と類似しているデザイン保護制度を運営している日本、年間約60万件(2014年世界デザイン出願の約66%)のデザイン出願を維持する中国と毎年デザイン専門家会合を開催している。

2013年には日本とハーグ協定加盟に備えて当面課題を共有し、相互協力方法を議論し、2014年にはID5体制の構築に対して協力した。2015年韓・日デザイン専門家会合ではロカルノ基盤の新規デザイン分類体系の開発に対して共同協力することに合意した。2014年初めて試みられた「韓・日仮想デザイン共同審査結果プロジェクト」を通じて両国の審査実務を比較し、今後の制度発展方向に対して議論した。2015年には韓国のハーグ協定加盟経験を共有し、ハーグ審査実務に対する意見を交換した。

2015年韓・中デザイン専門家会合では韓国の部分デザイン及び画像デザイン制度、分類政策を紹介し、中国はハーグ協定加盟に向けたデザイン保護期間の拡大など自国の特許法改正内容とデザイン分類実務を共有した。また、韓国特許庁が推進してきた制度改善及びシステム改善内容などを紹介し、中国のハーグ協定加盟を促した。

ロ) 今後の推進計画

韓国はデザイン分野の国際規範を形成するため、二国間及び多国間協力会議に積極

的に参加する計画である。特に、ハーグ協定を通じて韓・日両国を同時に指定国として指定した国際出願件に対して「韓・日デザイン審査結果の比較プロジェクト」を定例化し、二国間の審査実務を比較・学習することに止まらず、ハーグ国際デザイン出願制度の運営上現れる不備点を相互比較・検証し、改善に取り組んでいく。

「韓・中デザイン専門家会合」を通じては出願人が両国のデザイン制度を活用する上で制度の違いによって発生する不便がないよう、制度改善事項を探し出すことに取り組んでいく計画である。

3) 韓・中・日及びID5多国間協力体系の強化

イ) 推進内容及び成果

韓国、中国及び日本は2010年から毎年韓・中・日デザインフォーラムを推進している。韓・中・日デザインフォーラムは3国が順番に開催し、3国のデザイン保護制度の発展動向を共有するだけでなく、一般人、デザイナー、デザイン専門企業、知財権関連の専門家などがともに参加できる公開フォーラムである。2014年度には「Design, beyond protection」というテーマで韓国で開催され、民間デザイン振興機関も参加するなど、200人余りが参加して大きな反響を呼んだ。2015年には日本で開催されたが、公開フォーラムとともに韓・中・日デザイン専門家会合が開催され、3国のデザイン保護制度の改善事項及び出願登録など統計資料を共有するとともに、ロカルノ分類体系の運営策などが議論された。また、3国がID5協力体系の中で共同議題を発掘し、事前に情報共有することに合意した。

2015年にはID5というデザイン分野先進5カ国協力体系が構成された。これまでTM5協力体系の中で別途のデザインセッションを運営する形を取ってきたが、経済発展のエンジンとしてデザインの重要性を認識し、デザイン分野の独立した協力体系が構築された。ID5創立会議ではID5の未来に関する共同ビジョンを盛り込んだ合意文を承認し、5つの個別テーマに関する発表及び議論を経て計13の課題を決め、各課題別の主導官庁及び今後の措置事項に対して合意した。

ロ)今後の推進計画

韓国は韓・中・日デザインフォーラムを通じて一般人など潜在的な需要者に対するデザイン保護認識の拡大に取り組み、韓国企業など出願人が中国と日本で簡単に登録して権利が登録できるよう各国の制度に関する情報収集に努めていく計画である。また、ID5協力体系の中で韓国特許庁がリードする「ID5ウェブサイトの構築」、「デザイン登録要件カタログの開発」及び日本と共同でリードする「デザイン分類政策及び実務研究」課題を真面目に遂行していく計画である。

第3節 審判分野

1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 キム・ヨンジェ

特許審判は産業財産権(特許権・実用新案権・デザイン権・商標権)の発生・変更・消滅及びその効力範囲に関する紛争を解決するための特別行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が必要であるため、特許庁所属の特許審判院が担当している。

このような特許審判は審査官の処分不服に不服して請求する「決定系審判」(請求人だけが存在)と既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で当事者間の対立構図を取る「当事者系審判」(請求人と被請求人が存在)に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

審判請求件数は特許及び実用新案分野の場合、審査前置制度の廃止及び再審査請求制度の導入による影響で2013年以後一時的に減少したが、2015年3月改正薬事法の施行によって本格的に請求され始まった医薬品許可一特許連携審判事件の増加で前年比23.4%増加し、商標及びデザイン分野の場合は2014年若干足踏み状態であったものの再び増加に転じた。

これは特許審判を通じて紛争の解決を図ろうとする需要が持続的に伸びていることを示す。

<表Ⅱ-1-27>最近5年間審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2011	2012	2013	2014	2015
審判請求	特許	10,137	10,441	8,447	7,586	9,364

件数 (増加率)	実用新案	(3.1%)	(3.0%)	(△19.1%)	(△10.2%)	(23.4%)
	商標	4,293	4,306	4,567	4,395	4,622
	デザイン	(6.2%)	(0.3%)	(6.1%)	(△3.8%)	(5.2%)
	合計	14,430 (4.0%)	14,747 (2.2%)	13,014 (△11.8%)	11,981 (△7.9%)	13,986 (16.7%)

また、サムスンとアップル間の特許紛争(2011.4)、オースラムとLG・サムスン間のLED照明特許紛争(2011.6)、ポスコー新日鉄間の特許紛争(2013.4)、SK-Celgard間の2次電池特許紛争(2013.7)など韓国グローバル企業を相手にする国際特許紛争が話題となり、韓-EU及び韓-米FTAの発効によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の水際措置が強化された上に、医薬品許可-特許の連携制度が施行(2015.3)されたことで知財権の紛争は今後も持続的に増えるものと見られる。

国内民事裁判所に提起される知財権関連の侵害訴訟件数もまた2013年に比べて2014年に減少はしたものの、2010年に比べると4倍以上増加するなど、知的財産権を巡る戦いは益々急激する傾向にある。

<表Ⅱ-1-28>知財権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2010	2011	2012	2013	2014
侵害1審	184	418	1,371	1,681	966
侵害2審	54	47	56	100	91
最高裁判所	14	15	9	17	17

* 出処：最高裁判所司法年鑑 (<http://www.scourt.go.kr>)

一方、IP5主要国は知財権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶不服審判の処理期間を2010年24カ月から2014年12カ月に1年くらい短縮することで審判の競争力を確保しており、米国、ヨーロッパ、中国もまた増加する特許紛争事件を処理するため持続的に審判官の増員を推進している。

従来、最高裁判所は特許無効審決が確定されない限り、進歩性に関する無効事由が存在しても侵害訴訟裁判所がそれを判断することはできないという立場を堅持してきたが、最近是一般侵害訴訟裁判所で進歩性の有無まで判断するケースが頻繁に登場し、それを肯定する最高裁判所の判例(最高裁判所全合2012.1.19.宣告、2010ハ95390)も登場している。したがって、特許紛争中である特許の無効審判や権利範囲確認審判の処理が大きく遅延する場合、侵害訴訟裁判所が審判の結果を待たずに判決するようになったことで同一事案に対して紛争機関間で互いに異なる結論が出る可能性も高くなった。

このような状況の中で特許審判処理の遅延は特許権の不安定な状態を長期間持続させ事業化を遅らせるだけでなく、研究開発の意欲も低下させ、企業の競争力はもちろん国家競争力まで低下させる結果を招くので、特許審判院が迅速かつ正確な審判結果を紛争需要者に提供することは特許紛争の早期解決のために必ず必要と言える。

そこで、特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、当事者系(権利範囲確認審判、無効審判など相手とお互い争う事件)の審判処理期間を2015年末6ヶ月以内に提供するために様々な政策を樹立・施行した。特に、2015年度には審判の迅速な処理を通じて特許紛争の解決に関する先導的な役割を強化するため、審判処理期間を7.0ヶ月に設定し、審判処理実績の超過達成などの自助努力を通じて審判処理期間目標を達成した。対内外の厳しい審判環境の中でも審判処理期間を短縮することで特許紛争の需要者に審判結果を速やかに提供することができるようになった。

また、一般民事裁判所における仮処分事件の平均処理期間が3～5ヶ月以内であることを考えると、2015年11月から民事裁判所の仮処分事件または本案事件などに係る審判事件に対しては司法部が審判結果を適時に活用できるよう、3カ月内に審判を終結する迅速審判プロセスを新しく設計・施行した。

但し審判官1人当たり審決件数の場合、主要国に比べて多少高い水準であり、口述

審理もまた拡大施行(2007年161件→2015年646件)したことで審判官の負担が益々増加していることを考慮すると、まず審判官の増員を持続的に推進し、1人当たり審判処理件数もまた適正な水準に調整する必要があると言える。

＜表Ⅱ－1－29＞審判官の定員と審判処理期間

区分		2011	2012	2013	2014	2015
審判官 (名)	特許・実用新案	65	65	65	66	71
	商標・デザイン	23	23	23	24	24
	合計	88	88	88	90	95
審判処理期間(ヶ月)		9.5	9.0	8.5	7.9	6.9

*2015年：医薬品許可－特許連携審判事件の安定的な処理基盤を確保するため、特許・実用新案分野の審判官5人を増員

一方、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服しようとする場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果で特許裁判所の審決取消判決が確定されると、特許裁判所はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。また、特許裁判所の判決に対して不服しようとする者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しなければならない。

特許審判院の審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2014年14.5%から2015年13.8%に0.7%p減少し、特許裁判所で審決が取り消される比率は2014年25.4%から2015年24.2%に1.2%p減少した。これは特許裁判所で審決が取り消される事件に対して類型別、争点別に原因を分析して審判時の留意事項及び改善事項を確認して審理に活用するなど審判品質の管理を強化した結果と言える。

特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した比率は2015年37.2%で2014年に比べて1.4%p減少し、特許裁判所の判決を破棄した比率は2015年6.6%であり、これ

は最近5年破棄率の中で最も低い数値である。

2. 審判品質の向上

特許審判院	審判政策課	書記官	キム・シンヨン
		行政事務官	ヤン・スンラン

イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の鍵として浮上しつつあり、中核となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ公正・正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院はこのような目標を達成するため、審判品質を高めるための審判制度の改善及び審判インフラの拡充などに大きな努力を傾けた。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審判品質を高めるための評価及びフィードバックシステムの運営

イ) 審判品質評価委員会運営の充実化及び優秀審決文の選定

審判品質評価委員会は商標・デザイン/機械/化学/電気通信の4つの分野で構成され、委員長は該当分野の首席審判長、評価委員は該当分野の2人、他分野2人の首席または前任審判官で構成されるが、該当分野の評価委員のうち1人は審査課長として指定して四半期ごとに開催される。2008年までは特許裁判所の審決取消が「確定」された事件のみを対象にしたが、2009年からは特許裁判所が審決取消を「宣告」した事件まで評価対象とすることで、取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされるようにした。また、審判院長が主宰する最終品質評価委員会を新設し、分野別に品質評価委員会が1次評価した事件を再検証することで審判品質評価の公正性及び客観性を

高めた。

そして、従来は「有責」、「有意」、「無責」でのみ評価をしたが、「有意」として評価し難いものの法解釈には違いがある事案に対しては無責でしか評価できず、評価結果の共有を通じた争点発掘及び深層研究の機会が失われるという内部からの指摘を受け、2015年には「共有」項目を新設し、審判品質結果の審判部フィードバックをさらに強化した。

また、四半期毎に分野別の優秀審決文を選定・褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に優秀審決文候補の推薦を受けた後、分野別の審判官評価団が優秀審決文選定委員会に上程する最終候補を選定する。優秀審判文選定委員会はこれらのうち商標・デザイン分野及び特許・実用新案分野の優秀審決文を其々選定し、それを審判部にフィードバックすることで審判品質の向上に活用した。

ロ) 優秀判例評釈の公募

特許審判院は裁判所の知的財産権関連の判例研究を通じて審判品質を高めることを目的として特許庁職員を対象に実施していた優秀判例評釈の公募を2012年からは外部の弁理士やロースクールまでその対象を拡大し、2013年には弁護士まで拡大し、2014年には応募資格要件そのものを廃止した。その結果、2015年公募では特許庁内部職員からの応募作が10件であったが、一方外部からの応募作は12件でより多かった。これはロースクールなど現場を訪問して公募参加を奨励し、優秀賞以上の受賞作は内部と外部を分離して授賞するなお受賞機会を拡大したことによるものと見られる。2015年には計22件応募作のうち最優秀1件、優秀2件、奨励3件を受賞作として選定し、選定された優秀判例評釈は特許庁ホームページなどに掲載、発表会の開催、「優秀判例評釈集」の発刊を通じて庁内外の知識として共有している。

<表Ⅱ-1-30> 2015年判例評釈公募の結果

等級	受賞者	所属	分野	評釈テーマ
----	-----	----	----	-------

最優秀 (1件)	オム・イン グォン	マルチメディア 放送審査チ ーム	特許	「製造方法が記載された物の発明」の請求範囲記載要件及び新規性・進歩性判断基準に対する提言
優秀 (2件)	イム・ヨン ヒ	審判8部	特許	製造方法が記載された物の発明の請求範囲解釈に関する考察
	ヤン・デス ン	複合商標審査 チーム	商標	登録後使用による識別力を取得した商標の識別力判断基準時点と商標権の法的効力
奨励 (3件)	キム・ミン チョル	ミョンシン特 許事務所	特許	製造方法が記載された物の発明の請求範囲の解釈
	パク・ウン グッの他2 人	東亜大学法学 専門大学院	特許	製造方法が記載された物の発明の請求項の解釈に関して
	チョン・ダ ウン	西京大学	商標	瑕疵修正説を中心に見た本登録後使用によって識別力を取得した商標の法的効力に対して

ハ) 裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁は知財権事件に対して技術的な諮問の役割及び必要に応じて審理に参加させるため裁判所に技術審理官及び裁判所調査官を派遣している。現在、特許裁判所に15人、最高裁判所に6人、ソウル中央地方裁判所に2人を派遣している。特許審判院はこの裁判所勤務者が特許庁に復帰した後、裁判所で取り扱った事件の争点及び解決過程におけるノウハウを審査官・審判官と共有できるよう「裁判所勤務結果発表会」を開催しており、発表の後に評価委員の評価を通じて優秀発表者を選定・褒賞している。今後も裁判所勤務経験者の裁判所勤務ノウハウが体系的に伝授できるように各種教育、研究会、セミナーを行う際は彼らを積極的に参加させ、彼らの経験が発展的に共有・討議できるようにする方針である。

<表Ⅱ-1-31> 2015年裁判所勤務者発表会の結果

等級	発表テーマ	勤務裁判所	発表者
最優秀	特許侵害訴訟における権利濫用の抗弁及び訂正	ソウル中央地方裁	シン・ウォ

	の再抗弁判断に対する考察	判所	ンヘ
優秀	文言的に同じである請求項の記載不備判断の考察	特許裁判所	チョン・ヒ ヨンジン
優秀	拒絶決定不服審判取消訴訟における周知慣用技術の適用に関する考察	特許裁判所	キム・ドン ヨップ

2) 審判品質の向上に向けた活動及び審判インフラの拡充

イ) 審判官等級制の施行

特許審判院は豊富な経験と知識を備えた優秀な審判官を優遇するため、2009年11月に審判官等急制を導入した。この制度は審判官を審判官、先任審判官、首席審判官など3等級に区分し、等級による職務と責任を差等的に与えるものである。先任審判官は審判経歴が2年以上でなければならず、昇級に必要な専門教育課程を2つ以上履修しなければならない。また、首席審判官は先任審判官の中から審判処理実績及び品質の優れた者を任命する。審判官昇級審査委員会は一定の資格を備えた候補者の中から先任及び首席審判官の任命可否を審議・決定する。2015年には上・下半期にわたって計2回の審判官昇級審査委員会を開催し、その結果、首席審判官6人、先任審判官25人を昇級対象者として選定・任命した。

ロ) 審決文読会の実施

特許審判院は審決文事例分析を通じて審判部間及び審判部内で争点及び判断に対する認識のギャップを解消することで審決文品質の全般的な向上を図るため、審決文読解を実施している。2015年には計3回にわたって審決文読解を実施し、特に特許審判院長が直接新規審判官を対象に審決文作成過程において頻繁に発生するエラー事項及び正しい審決文作成法を共有する時間を設けた。

ハ) 特許裁判所及び最高裁判所判例分析集の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を

高めるため、特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析してこれまで多様な判例集を発刊してきた。

2015年には1年間判決宣告された後に確定された特許裁判所及び最高裁判所事件に対する原告・被告の主張、審決・判決の要旨及び訴訟遂行官の検討意見まで争点を中心にまとめた審決取消訴訟整理集を発刊した。

また審査・審判に活用するため、毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集』及び『デザイン判決文要旨集』を発刊している。

3) 審判官の養成及び教育課程の充実化

イ) 審判官課程におけるOJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させるとともに審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知識財産研修院の審判官課程に2週間の特許審判院OJT課程を進行した。特許審判院OJT課程は指導審判官との1:1マッチングを通じて教育対象の審判事件を選定した後、合議要旨書の作成及び審決文作成補助を中心に行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させる。本教育は年1回運営され、審査品質の向上に大きく貢献している。

ロ) 審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

特許審判院は審決文読会、自習学習セミナーなど学習方法に制限なく毎月1回以上(半期8回)各審判部が自律的に運営する審判部自習学習組織を構築・運営している。学習実行の後は審判情報共有掲示板である「審判部自習学習資料」に登載し、審判業務における参考資料として使用した。また、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部選定などの基礎資料としても活用させることで活動を活性化した。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育を実施した。特許裁判所の判事

及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因の分析結果及び最近の審決及び判決動向の分析結果などに対する補修教育を実施している。2015年には特許裁判所及び最高裁判所の判事、審判官などが大挙参加する「特許争訟シンポジウム」を開催して進歩性判断の争点などに対する踏み込んだ議論を展開した。

ハ. 評価及び発展方向

特許審判院は審判品質の管理及び向上活動を強化する一方、審判の正確度を高めるためのインフラ拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判の先導的な役割の土台を構築するのに大きく貢献したものと評価される。

一方、2015年に審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2014年より多少減少し、(2014年14.5%→2015年13.8%)、特許裁判所で審決が取り消される比率もまた2014年に比べて改善された(2014年25.4%→2015年24.2%)。これは持続的に推進してきた審判品質強化活動によって特許審判院の審決正確度が高まったためであると解釈できる。

＜表Ⅱ－1－32＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2011	2012	2013	2014	2015
審決取消率(%)	22.6	22.8	20.9	25.4	24.2
提訴率(%)	17.3	16.5	15.3	14.5	13.8

特許審判院は今後も持続的な審判品質の向上に向けて審判品質評価委員会の審判品質管理活動及び評価結果のフィードバックを強化し、審決文読会の運営を充実化することで審判ノウハウが適切に共有できるようにする予定である。また、審判事件と審判合意部間の技術分野における整合性をさらに高めていくなど審判品質の向上に向けてより実質的な対策を講じて積極的に取り組んでいく予定である。

同時に、審判官の能力を強化するため、新規審判官が必須として熟知すべきことを中心に業務マニュアルを発刊し、経歴審判官の補修教育を最近重要判決の中から審決取消事例中心に敗訴原因分析及び討論で進めるなど審判官教育を強化する。

そして、判例に対する健全な批判及び生産性のある代案の提示を通じた審査品質の向上を図るため、判例評釈公募展をさらに活性化していく計画である。また、重要な審判事件に対しては特許審判院長を審判長とする5人合議体の審理を拡大し、審判の正確性及び公正性を高めていく計画である。

3. 口述審理の拡大実施及び充実化

特許審判院 審判政策課 工業事務官 パン・スンフン

イ. 推進背景及び概要

審判の審理方法には口述による口述審理と書面による書面審理がある。口述審理とは審判の両当事者が審判廷に出席し、3人(審判長、主審、副審)の審判官合議体の前で口述攻防をさせる審理方式である。口述審理は早期に争点が整理できるので、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに、審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えた。また、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

また、遠距離に居住する審判当事者の時間及び費用負担の増加による不便を解消するため2014年には「遠隔映像口述審理システム」を導入して大田審判廷とソウル審判廷間で遠隔でも口述審理を可能にした。

ロ．推進内容及び成果

1) 口述審理の基盤作り及び口述審理充実化の施行

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を5室（大田4、ソウル1）まで拡充して運営している。また、口述審理支援及び調書作成のために審判事務官4人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。2006年特許審判プロセスに口述審理を本格導入して以来、口述審理の開催件数は2009年165件に過ぎなかったが、2014年633件、2015年646件に大幅増加した。また、2015年には口述審理調書の記載簡素化方策を樹立・施行し、口述審理調書の標準化及び品質向上を図った。

<図Ⅱ-1-3>当事者系口述審理が行われる審判廷



2) 遠隔映像口述審理システムの開通

特許審判院は首都圏に居住または勤務する絶対多数の審判当事者及び代理人が大田にある特許審判院を直接訪問することで発生する時間及び費用負担などの顧客の不便を解消するため、2013年「遠隔映像口述審理システム」の導入を検討した。その結果2014年には3カ月間のシステム安定化期間を経て2014年4月から特許審判院（大田）と特許庁ソウル事務所（ソウル駅三洞）の映像審判廷を専用網でつなげて遠隔での口述審理

が可能になった。遠隔映像口述審理制度は当事者及び代理人から反響を呼び、2014年105件から2015年には189件の口述審理が遠隔映像方法で実施された。

<図Ⅱ-1-4> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム



3) 口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

特許審判院のホームページにある口述審理公開傍聴予約システムを通じて審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが参観できるようにするなど口述審理参観に対する案内システムを改善した。また、庁舎管理所との業務協力を通じて審判廷に出入する代理人、当事者たちの庁舎出入要件を簡素化した。

4) 口述審理進行プロセスの標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判当事者、代理人及び審判官のために口述審理進行手続き及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を制作し、2015月には最近法令・訓令の改正事項などを反映したマニュアル改訂版を配布した。同時に、口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象に動画を用いて教育・広報することで口述審理進行プロセスがより簡単に理解できるようにした。

ハ. 評価及び発展方向

特許裁判所は特許審判院で実施される口述審理が技術争点に対して議論された内容を正確に把握できるという点で肯定的な評価している。また、審判当事者からはリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため、大いに役立っているという評価を得ている。そして、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高くなっているだけでなく、事実上第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。

その結果、特許審判の公正性に対する顧客満足度が2008年65.5%から2015年78.23%へと徐々に増加しており、審判サービスに対する総合満足度もまた2008年71.79%から2015年77.58%へと増加するなど口述審理が顧客の信頼を高めると同時に審判品質の向上にも大きく貢献していることが分かった。

今後も特許審判院は遠隔映像口述審理システムを拡大して実施するなど顧客の不便を最小化する一方、口述審理の期日前に当事者に尋問する事項を明確に通知する争点尋問書事前通知制度を活性化することで争点に対する集中審理で口述審理の効率を最大に引き上げると同時にそのための各種制度の改善努力を持続的に傾けていく計画である。

第4節 審査評価制度の運営

1. 概観

審査品質担当官 技術書記官 ヨ・ウォンヒョン
工業事務官 ファン・ジュンソク

世界的に知的財産権の重要性が高まり、知的財産権の出願が急増する中、審査処理期間の短縮とともに審査品質の向上に対する必要性が益々増大している。そこで、特許庁は審査の品質を高めるため、審査品質を独自に測定する審査評価制度を運営している。

審査評価制度の運営を通じて特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査・国際予備審査業務が法令及び審査基準などに基づいて正しく行われているのかをモニタリングすることで審査ミスを防止し、審査過程において補完が必要な事項を探し出して改善することで顧客に高品質の審査サービスを提供できる環境作りに努めている。

審査評価制度を通じた品質管理活動の他にも審査品質指標に対する統計的な審査品質管理など審査品質管理の多角化を図る一方、知的財産権分野の主要国特許庁(IP5、TM5)と国際協力事業を推進するなど、グローバル水準の審査品質を確保するため多角的に取り組んでいる。

2. 審査評価制度の運営

審査品質担当官 技術書記官 ヨ・ウォンヒョン
工業事務官 ファン・ジュンソク

イ. 推進背景及び概要

審査評価制度の目的は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査、国際予備審査業務に対する独自の評価を通じて審査ミスを防止し、審査業務に関する制度的な補完事項を持続的に発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供することである。

1984年から始まった審査評価制度を更に発展させるため2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官室(現在の審査品質担当官室)を新設した。審査評価制度による審査評価を行うために審査品質担当官室に審査評価官が配置され、2015年12月末現在審査評価官は特許(PCTを含む)・実用新案分野14人及び商標・デザイン分野4人、計18人の審査官で構成されている。

ロ. 推進内容及び成果

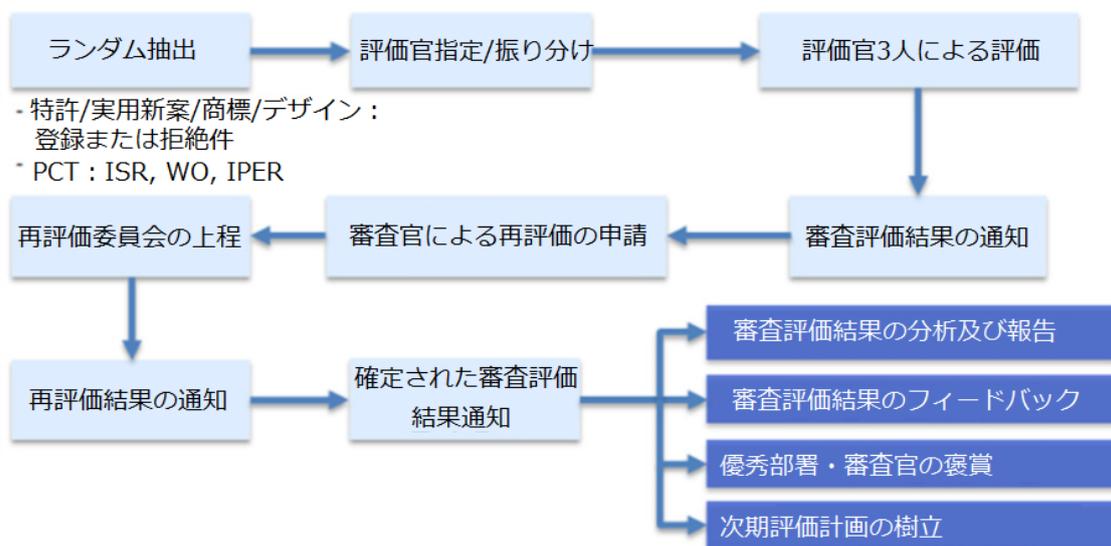
1) 審査評価

審査評価は審査品質担当官(現在審査品質担当官室の審査評価官は計18人)による評価と各審査局の審査課長による他審査課長評価に分けられ、審査評価は審査評価規定及び審査評価指針に基づいて行われる。審査評価の公正性及び正確性を確保するため、全評価過程において審査官関連情報が分からない状態で評価が行われるブラインド評価システムで運営されている。

2015年上半期までは最終決定書が出願人に届けられた以後の時点で評価対象件を抽出する審査終結後評価体制で運営されたが、2015年下半期からは最終決定書の発送前に評価対象件を抽出する審査終結前評価体制へと切り替えて運営している。これを通じて審査評価過程においてエラーが発見された場合、それを修正した後に最終決定書が発送されるように審査評価手続きを改善した。

審査評価の結果は審査品質指数(TEQ)に換算されて審査部署の組織成果指標に反映され、優秀審査官・優秀部署の褒賞及び審査官昇級などの基準にも反映されることで、審査官の成果評価及び昇級要件に直・間接的に影響を与えている。

<図Ⅱ-1-5> 審査品質担当官における審査評価業務の流れ図



イ) 審査品質担当官による審査評価

審査官が登録及び拒絶決定書を発送して審査が完了した件を対象に電算システムを通じてランダムでサンプリングし、審査品質と直接的な関連性のある特許要件や商標登録要件など実体的な要件に対する判断とともに審査過程全般にわたって手続きの適正性を評価する。

2015年上半期には審査終結後評価体制によって特許・実用新案分野は半期に単独審査官3件、共同審査官2件、商標・デザイン分野は半期に単独審査官20件、共同審査官9件を其々サンプリングして審査評価を行った。また、2015年下半期には審査終結前評価体制によって審査官1人当たり抽出件数に制限なく全体審査終結件を対象に一定比率の審査評価対象件をランダム抽出して審査評価を行った。

また、PCT分野は当該半期内に作成された国際調査報告書及び国際予備審査報告書を評価対象にしているが、国際特許出願審査チーム(PCT専担チーム)は審査官1人当たり2015年上半期には12件、2015年下半期には10件をサンプリングした。一般審査課は1課当たり15件をサンプリングして、PCT国際調査及び国際予備審査報告書に対して特許要件などの実体的要件と報告書作成要件などの形式的要件に対する評価を行った。

2015年度上半期の評価は特許・実用新案分野は574人の審査官を対象に1,578件、商標・デザイン分野は125人の審査官を対象に2,121件、PCT分野は797件を評価した。また、2015年度下半期の評価は特許・実用新案分野は591人の審査官を対象に1,698件を、商標・デザイン分野は146人の審査官を対象に3,585件を、PCT分野は700件を評価した。

ロ)他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内の他審査課審査官が審査した件に対して評価を行う方式で、特許要件や商標登録要件など実体的要件に対する判断とともに、審査手続きの適正性に対する評価を行う。

2015年上半期までは審査終結件に対して審査終結後評価体制で評価を行い、2015年下半期からは審査が始まった着手処理件に対して評価する着手評価方式へと評価方式を変更した。

2015年上半期は審査官が審査完了した件の中から登録及び拒絶件を一定比率に分けて、電算システムを通じてランダムサンプリングしたが、特許・実用新案分野は審査官1人当たり半期別2件をサンプリングし、商標・デザイン分野は審査官1人当たり半期別6件をサンプリングして評価を行った。また、2015年下半期は着手意見提出通知書が発送された件の中から一定比率をランダムサンプリングして評価を行った。

2015年度上半期には特許・実用新案分野の場合は574人の審査官を対象に1,106件、商標・デザイン分野は125人の審査官を対象に678件を評価した。2015年度下半期には特許・実用新案分野の場合591人の審査官を対象に1,114件を評価し、商標・デザイン分野は146人の審査官を対象に635件を評価した。

2)審査評価の規定及び指針の整備

2015年下半期から導入された審査終結前評価体制の下では審査評価過程におけるエラーが発見された場合、それを修正した後に最終決定書を出願人に発送できるように

なった。審査終結前評価体制のエラー修正機能を利用した審査評価の検修機能を積極的に活用するため、審査基準に明らかに反する不適合事項のみならず、不適合事項としては断定できないものの審査過程における追加検討が必要と判断された再検討事項に対しても審査官にフィードバックできるように審査評価規定を改正した。

一方、従来は最終決定に直接的な影響のない審査中間過程のエラーに対しても不適合事項として評価したため、審査官の審査評価に対する心的負担を増やすとともに最終審査品質が実際より低いと認識される可能性があるという指摘から、最終決定に間違いのあった審査件に対してのみ不適合として評価するように審査評価指針を改正した。また、審査評価過程において実質的に役立てる事例を発掘して模範事例として選定し、審査官にフィードバックすることで、適切な審査過程が誘導できるように審査評価指針を改正した。

3)再評価制度の運営

審査評価の正確性及び一貫性を高めるため、審査品質担当官による審査評価結果に対して審査官から異見がある場合、再評価委員会を通じて再び審査評価を行う再評価制度を運営している。

新規性・進歩性判断などのように技術に対する理解が必要な再評価件に対しては該当技術分野を専門とする委員で構成される専門委員会では処理させることで技術的に専門性の高い再評価が行われるようにした。また、専門知識が必要でない再評価申込件に対しては一つの統合委員会で処理させ、委員会間で結論が一致しない問題を解決することで、再評価結果の信頼性及び一貫性を高めた。

4)補充評価制度の運営及び統計的品質管理の推進

審査品質が落ちる懸念のある特定審査群に対しては審査品質担当官室が常時行っている定期評価の他に追加で審査評価対象件を抽出して評価を行うことで、審査品質が落ちる懸念に対する精密な審査品質診断を通じて審査品質管理を支援する補充評価制

度を設けた。

また、審査評価と連携した品質管理支援のため、毎半期審査官個人別全数処理件に対する無効率、取消差戻率、登録率などを個人別・IPC別に比較・分析し、審査部署にフィードバックするなど審査品質管理領域を多角化している。

ハ．評価及び発展方向

審査評価制度は着手評価を通じて着手の充実性に対するモニタリングを行って審査品質をリアルタイムで測定し、定期評価を通じて審査着手から最終決定に至るまでの審査の全過程に対する審査品質を測定することで、審査品質管理のための基礎データを提供し、審査品質政策の方向を提示する上で重要な役割を果たしている。

一方、従来の審査終結後評価体制は最終決定書の発送が完了した審査終結件に対して審査評価を実施するため、審査評価過程からエラーが発見されても修正が難しく、評価周期を半期毎にしているため、リアルタイムで改善が必要な事項を探し出して審査部署にフィードバックできないなど、運営上の限界が指摘されてきた。それを克服するため、2015年下半期から最終決定書の発送が行われる前に評価対象件を抽出し、リアルタイムで審査評価を行う審査終結前評価体制を運営することで、審査評価過程から発見されたエラー修正機能の強化及び審査品質のリアルタイム測定機能を集中的に強化できる方向に評価制度を改善した。

今後は審査評価の結果を様々な側面から見るように観点別評価等級を更に細分化及び具体化し、審査結果に対する品質管理のみならず審査過程に対する実質的な品質管理を可能にするため、審査評価制度を改善する計画である。また、出願人及び代理人など外部ユーザーの審査品質に対する要求事項を持続的に把握し、審査評価制度の改善事項を引き出すことで、審査評価制度が実質的な審査品質向上の手段として機能できるように審査評価制度を更に発展させていく計画である。

3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援

審査品質担当官 技術書記官 ヨ・ウォンヒョン
工業事務官 ファン・ジュンソク

イ. 推進背景及び概要

審査業務は特許庁の最も基本的かつ重要な業務であり、迅速かつ正確な審査業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず関連法令の解釈及び適用、審査基準の熟知程度、通知書の作成など審査実務に対する知識と能力が極めて重要である。

審査官の業務能力を培うためには、審査評価結果に対する分析を通じて審査基準の改善が求められる事項と審査官に対する教育が必要な事項を引き出してフィードバックする活動も重要である。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審査局別の品質診断説明会及びその他教育課程への参加

審査品質の向上に実質的に役立つ審査評価事例に対する深層分析結果の共有を通じて審査評価結果に対する徹底した事後管理を持続的に実施することで、審査官の審査能力を高めると同時に審査パート長の品質管理活動を支援するという目的で、各審査局別に品質診断説明会を運営している。品質診断説明会を通じて審査評価制度を含め、審査品質管理制度全般に対する意見を取り集め、それを審査品質管理政策の樹立に積極的に反映している。

一方、国際知的財産研修院が提供する新規審査官課程、中堅審査官課程、審査事例課程、PCT課程など審査能力を高めるための職務教育課程において審査品質管理と関連する教育を実施している。また、外部調査機関の新規先行技術サーチャージャー教育課程において特許・実用新案・PCT審査評価事例に対する教育を実施することで、外部先

行技術サーチャーの先行技術調査能力の強化にも努めている。

2) 審査品質管理業務を支援するための審査品質関連統計指標の提供

審査課長及びパート長の審査品質管理業務を支援するため、2014年度からは特許・実用新案分野審査官全体の個人別登録率、無効審判認容率、取消差戻率、拒絶決定不服審判請求率、再審査登録率、引用文献添付率などに対する統計指標を提供している。2015年度からは商標・デザイン分野審査官全体の個人別着手公告(登録)決定率、登録決定率、無効審判認容率、拒絶決定不服審判請求率、取消差戻率、商標異議申出件数及び認容率、デザイン新規性・容易創作・拡大された先出願・先出願違反指摘率などに対する統計指標を提供している。

多様な審査品質関連統計指標の提供を通じてサンプル抽出による審査評価制度の限界を克服し、審査件全数に対する統計的な管理を可能にすることで審査課長及びパート長の審査品質管理業務を支援している。

3) コミュニケーション強化のための知識共有活動及び審査品質実務協議体の運営

内部共有サイト(KOASIS)に審査評価指針とともに半期別不適合事例及び優秀事例を法条文別・類型別に分類して周期的に掲載する一方、審査評価と関連する質疑応答欄を常時運営することで、審査業務を行う審査官が必要な時はいつでも関連指針、事例及び疑問などを確認して解決できるように支援している。

また、審査品質管理に対する協業活性化及び審査官の直接参加を促すため、審査局を中心に審査品質実務協議体を運営している。審査品質管理部署と審査部署間の活発なコミュニケーションを通じて審査部署・審査官の要求事項を審査品質管理政策に積極的に反映することで、品質中心の文化構築に取り組んでいる。

ハ. 評価及び発展方向

品質診断説明会及び教育プログラムの運営、審査品質関連統計指標の提供、知識を共有するための内部共有サイトの活用及び審査品質実務協議体の運営など様々な活動を通じて、審査評価結果の単純フィードバックを通じた自発的な改善努力だけを期待するのではなく、体系的な品質管理手段を提供することで総合的な審査品質管理体系を構築している。

今後グローバル水準の審査品質を確保するため、需要者が要求する審査品質を確保できるように品質目標を設定し、それを達成するため審査評価制度のみならず多様な品質管理活動を展開することで、最終的には審査品質の重要性を全体構成員が共有・実践する品質文化(QUALITY CULTURE)が定着するよう取り組んでいく計画である。

第5節 出願、登録など方式審査分野

1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン
 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン
 国際出願課 書記官 キム・ミスン

方式審査処理期間目標制の施行によって2015年受付書類の99.99%を期限(6日)内に方式審査処理した。そのために方式審査業務プロセスの持続的な改善を進めた。

<表Ⅱ-1-33>2015年方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

区分	受付	期限内方式審査	遵守率
出願	1,128,562	1,128,549	99.99%
国際出願	86,996	86,993	99.97%
登録	729,548	729,510	99.98%
合計	1,945,106	1,945,052	99.99%

デザイン・商標出願書及び優先審査申込関連件に対して、優先方式審査の拡大実施を通じた高効率の出願方式審査サービスを提供し、方式審査の公正性と一貫性を確保し、正確度を高めるために最近法令改正事項などを反映して方式審査指針書を改訂・発刊した。また、特許法など法令改正による出願関連の手続き及び書式変更事項を反映し、特許ネットシステムの改善によって変更された電子出願方法を案内する出願実践ガイドブックを製作・配布した。

国際出願分野では最新の国際出願情報を提供し、国際出願時の問題を解消するため、マドリッド国際出願ガイドと特許協力条約及び規則の英韓対訳本などを改訂・発刊し、「マドリッドニュースレター」、「PCTニュースレター」を定期的に発刊・配布した。また、上半期・下半期の国際出願説明会及び企業に対するマドリッド国際出願コンサ

ルティングも実施した。

登録分野では発明者のプライドを高めるため、産業財産権登録証のデザインを新しく改善し、海外広報・マーケティングに必要な顧客の便宜を図るため、商標・デザイン英文登録証の発行を開始した。また、「特許権などの登録令」を改正して登録料を納付した場合も登録する前までに差戻申込ができるようにすることで登録顧客の満足度を高めた。

一方、個人及び特許事務所の職員などを対象に方式審査の主要事例及び制度変更事項説明会を開催し、ポジティブ方式審査の強化を通じて理解しやすく通知書を提供した。また、登録申請人が簡単に登録手続きを済ませるように登録申請案内の冊子を製作・配布して顧客の便宜を図った。

第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

1. 概観

国際知識財産研修院 教育企画課 書記官 ユン・ネハン

国際知識財産研修院は1987年開院して以来、知的財産専門家を養成するための多様かつ革新的な取り組みと努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。世界最高の審査・審判サービスを提供するため、実務中心の専門教育を強化することで審査・審判の能力を強化し、主要事例と判例を中心に討論を通じた実務教育及び知的財産権関連法律教育などの課程を運営している。

まず、特許庁公務員を対象にした基本必須教育である新規審査官、中堅審査官、審判訴訟制度及び審判官課程では水準別・段階別に教育対象に合わせて運営している。特許と商標・デザイン審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など2015年度は計58課程1,190人に対して教育を実施した。また、技術各分野に対して新技術教育課程を運営して新しく登場する技術とトレンドに対して66課程1,573人を教育し、最高の審査・審判人材としての専門性と実務能力を強化している。

その他に国民を対象にした知的財産教育のため、最新のICT環境を基に人間中心のソーシャルラーニング、オーダーメイド型学習を支援する知的財産スマート教育を通じた知的財産の拡散に力を入れている。また、IP-R&D人材に対する教育を強化して特許情報検索、分析及び実習、IP-R&D方法論の理解と実習などの教育を推進して優秀知財権の創出を支援している。

また、国際知識財産研修院はWIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで途上国の知的財産専門人材育成を支援することで、知的財産先進国として国際的なプレゼン

スを高めている。

2015年度にはWIPO協力課程、KOICA協力課程、途上国オーダーメイド型課程などで14課程計354人の外国人教育を実施した。その他に毎年WIPOと共同で中国、インド、インドネシア、ラオス、モンゴル、フィリピンなどアジア・太平洋地域15カ国の知財権専門家が参加する国際セミナーを開催し、韓・中・日研修機関長会合を開催するなどIP機関の社会的な役割と人的資源の開発と関連する戦略を共有することで、知財権の法・制度や教育に対する相互理解を通じて協力関係を深めている。

2. 実務中心の専門教育課程

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 チョ・ヨンジク

イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標に掲げて世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。また、審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究分析・討議と審決文作成練習など実務中心の教育と評価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論中心の授業を行っている。

その他にも特許、商標、デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など様々な実務中心の教育課程に優秀な審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実施している。一方、外部専門家(教授・弁護士・弁理士)を講師として招聘するなど、基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウの教育を実施することで教育品質を高めるための努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法・商標法、デザイン保護法などに対する教授人材プールの拡充、法律教育におけるサイバー教育の全面拡大、教育品質の強化など知的財産関連の法律及び制度に対する専門性を大幅高めた。そして、韓・米FTA締結による法改正事項、国際協定加盟に備えた制度改善など対内外的な環境変化に備えてグローバル知財権に対応できる中心リーダーを養成するために関連専門教育も拡大した。

国政課題・公職倫理教育などの定例化を通じて公職価値の基本素養を増進するとともに、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程を運営して職務に対する実務能力を高めている。審査・審判経歴、審査等級制などを考慮して経歴の豊富な職員に対する専門課程を新設し、教育内容や水準など難易度を変えて教育課程を編成・運営しているが、これは審査・審判官の実務能力を高めることで高品質の審査・審判サービスを実現することを目的としている。

<表Ⅱ-1-34>教育訓練状況(2015年教育実績)

(単位：日、人)

課程名	教育 日数	修了 者数
新規公務員向け職務教育(01.19~01.23)	5	38
新規審査官(01.26~02.17)	17	54
PCT審査(基礎)(02.23~02.24)	2	15
文書作成能力の向上(02.25~02.27)	3	12
特許法(争点と事例)(03.23~03.05)	3	56

CPC分類審査(03.09～03.10)	2	44
デザイン保護法(争点と事例)(03.11～03.13)	3	34
商標法(争点と事例)(03.16～03.18)	3	21
新知的財産権(03.19～03.20)	2	10
民法の理解(03.23～03.27)	5	10
民事訴訟法(争点と事例)(03.30～04.01)	3	12
明細書及び請求範囲の解釈(04.02～04.03)	2	21
中堅審査官(04.06～04.14)	7	64
外国の知財権制度(04.15～04.17)	3	12
不正競争防止及び営業秘密保護の理解(04.20～04.22)	3	12
知財権実務者(04.22～04.24)	3	12
著作権法の理解(05.06～05.08)	3	15
審査事例研究(基礎)(05.11～05.13)	3	24
知財権専門教授の養成(05.14～05.15)	2	12
方式担当者の能力強化(05.26～05.29)	4	15
民事訴訟法(イシュー及び争点討論)(06.01～06.02)	2	13
先行技術検索(06.03～06.05)	3	34
特許法(イシュー及び争点討論)(06.08～06.09)	2	77
商標法(イシュー及び争点討論)(06.08～06.09)	2	16
デザイン保護法(イシュー及び争点討論)(06.10～06.11)	2	34
審決判例研究課程(06.15～06.16)	2	28
知財権技術事業化課程(06.17～06.18)	2	18
(特別)PCT業務能力の強化(06.23～06.24)	1	192
(特別)第1期特許ネットを通じた審査審判業務手続きの理解(06.29～06.30)	2	46
審判訴訟制度(07.01～07.09)	7	58
正しい公文書の作成(07.13～07.14)	2	18

パワーポイント(07.13～07.15)	3	33
動画の製作と活用(07.15～07.17)	3	17
エクセル(07.20～07.22)	3	12
デザイン保護法(理論)(08.03～08.07)	5	50
PCT審査(高級)(08.10～08.11)	2	21
特許法(理論)(09.14～09.18)	5	62
商標法(理論)(09.14～09.18)	5	48
(特別)STN検索課程(09.16～09.17)	2	43
勤労基準法(10.07～10.08)	2	12
(特別)6級審査官経歴競争採用関連の基本教育(10.12～10.16)	5	58
審査事例研究(高級)(10.12～10.14)	3	23
審査指導課程(10.15～10.16)	2	18
民事訴訟法(理論)(10.19～10.23)	5	22
(特別)第2期特許ネットを通じた審査審判業務手続きの理解(10.22～10.23)	2	26
広報企画能力向上課程(10.26～10.27)	2	9
審判官課程(09.01～09.09)	7	43
特許民法(11.03～11.05)	3	33
デジタルカメラとフォトショップの活用(11.12～11.13)	2	33
第45期新規審査官課程(11.02～11.27)	20	106
第3期ソーシャルネットワーク課程(12.01～12.02)	2	11
第8期知財権専門教授養成課程(12.07～12.08)	2	12
第9期新知的財産権(12.10～12.11)	2	16
第3期ハングル課程(12.14～12.16)	3	24
計	195	1,759

ハ. 評価及び発展方向

審査官に対する水準別教育と各分野別事例と討論中心の実務教育、そして知財権関連法律教育を通じて法律専門性を高めるための様々な教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化するとともに現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後審査・審判能力の強化に向けた高級専門課程の新設、サイバー教育の大幅な拡大、新知財権専門教育の強化など審査・審判教育の専門性向上に向けた職務専門教育をさらに発掘し、効果的な教育課程運営を通じて高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 国際教育課 行政事務官 パク・ゾンソク

イ. 推進背景及び概要

知的財産が新しい価値を創出して国家を豊かにする知識基盤経済社会において知的財産専門人材の養成が何よりも重要である。知識基盤社会をリードする創意的な人材、知財権専門家に対するニーズが量・質ともに持続的に増えつつあり、政府、企業、学界など全分野にわたって知的財産専門家が必要であるという認識が社会からもコンセンサスを得ている。

国際知識財産研修院は1987年開院して以来知的財産専門家を養成するため、多様な取り組みを持続的に推進し、知識基盤社会をリードする人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

このような努力に対する国際社会からの高い評価に基づいて、2006年世界で初めて

WIPO公式知財権教育機関として指定され、それ以来毎年開催されるWIPOアジア・太平洋地域セミナー、WIPOとの共同教育プログラム、KOICA(Korea International Cooperation Agency)協力招待研修プログラムなどを通じて、韓国の進んでいる知財権分野に対する経験とノウハウを伝授し、発展途上国の知財権発展に協力している。また、「韓・中・日研修機関長会合」、「韓・中及び韓・日共同セミナー」などを開催して知財権教育発展に向けた協力を強化するとともに、中国知的財産権培训中心(CIPTC, China Intellectual Property Training Center)、日本工業所有権情報研修院(INPIT, National Center for Industrial Property Information and Training)とMOUを締結し、教育プログラムの開発、テキスト及び講師の相互交換、共同セミナーの開催などを通じて知財権教育能力を強化している。

ロ. 推進内容及び成果

2015年に国際知識財産研修院はWIPOと共同でインドネシア、フィリピン、コロンビアなど世界各国の審査官を対象に特許法・商標法専門教育課程を運営し、KOICAと共同で途上国の教育政策担当公務員を対象にした創意発明教育課程とアゼルバイジャン特許庁公務員を対象に知的財産教育課程を運営するなど計14回、354人を対象に国際セミナー及び外国人教育課程を運営した。これで1987年設立以後現在まで計2,944人の外国人教育生を輩出し、知財権教育の拠点機関としての役割を果たしている。

また、世界各国の大学生が参加したWIPO Summer School課程を通じてアジアを始め、様々な地域の大学生が韓国の特許審査制度などを学び、韓国の文化や産業発展様子を経験する機会を提供した。

その他にもWIPOと共同で各国の知財権専門家が参加するセミナーを開催している。2015年11月23日から26日までマレーシア、ミャンマー、シンガポールなどア・太地域12カ国の知的財産権政策担当者及び関係者22人、WIPO関係者、国内参加者が参加した中で「プロジェクト基盤のアプローチ法及び成果志向型管理を通じた知的財産開発計画の効果的な実行」をテーマにしたセミナーを開催した。このセミナーを通じて各国の知的財産戦略と優秀事例を発表し、2016年から2025年までのASEAN IP戦略計画の効

果的な実行に向けて踏み込んだ討論を展開する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家IP戦略の樹立などIP専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関する有用な情報を提供した。

一方、国際知識財産研修院は主要国知的財産教育機関との協力を拡大している。2015年6月中国で開催された第6回韓・中・日研修機関長会合を通じて3国共同セミナーの開催、TRIPOネットのオンライン情報プラットフォームのアップデート、韓中日研修機関の教育訓練日程の情報共有に合意することで、2010年から開催された研修機関長会合が3国間の知財権法・制度と教育に対する相互理解及び協力の場として発展していけるように関係を深めた。同時に、2015年6月3日北京で関係企業、企業、弁理士など100人余りが出席した中で「知的財産権紛争事例」をテーマに韓・中・日知的財産権共同セミナーを開催し、韓・中・日3国の知的財産権保護戦略及びノウハウを共有する時間を設けた。

また、6月4日に韓・中業務協力会議を開催し、相互進出企業向け教育の実施、ストーリーリングコンテンツの製作協議、韓国研修院講師の中国湖北省審査中心への派遣など多様な議論を展開し、11月17日にソウルで開催した韓・日業務協力会議ではEラーニングコンテンツ協力、民間分野IP教育協力、両国研修院間の相互講師派遣に対して議論し、「韓・日両国の営業秘密保護動向及び戦略」をテーマにした韓日共同セミナーを開催した。

国際知識財産研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は外国政府の要請による委託教育課程の開設である。国際知識財産研修院は2015年にサウジアラビア特許庁から要請を受け、サウジアラビア特許庁の特許及び商標審査官12人を対象に韓国知的財産権の現状及び国際動向、審査ガイドライン及び特許・商標検索及び実体審査などの教育を実施した。また、ジンバブウェ・ARIP0審査官など13人を対象に韓国の知財権現状、特許行政システムなどに関する教育を実施した。また、ベトナム特許庁(10月)と中国湖北省審査中心センター(12月)に研修院の講師を派遣する講師派遣教育も初めて実施した。

＜図Ⅱ－1－6＞2015年知的財産教育分野における国際協力



ハ．評価及び発展方向

IP5特許庁体系構築の主役である韓国特許庁は国際的に知財権分野の先進国としてその能力が認められている。しかし、これはそれだけの国際的な責任や義務も果たさなければならないということの意味する。

2015年知的財産教育分野における国際協力の成果を基に、国際知識財産研修院は今後知財権先進国として知的財産シェアリング教育の拡大を通じて国際社会への援助に参加し、国のプレゼンスを高めるとともに、世界最高の知的財産人材養成機関を目指して持続的に努力を傾けていく計画である。WIPO、KOICAとの共同研修課程を拡大し、APEC、ASEANなど国際機関の基金事業も積極的に誘致していく計画である。また、途上国オーダーメイド型教育課程を拡大・強化して途上国の費用削減のための「講師派遣型課程」及び高位政策公務員など水準別・分野別専門教育課程、重点戦略途上国教育課程の運営など、様々な観点のアプローチを通じて教育成果を高めていく予定である。同時に、隔年で開催されている世界IP教育機関長シンポジウムへの持続的な参加など、全世界IP教育機関との協力関係を強化して国際知識財産研修院が世界最高水準のIP教育機関として跳躍できるよう最善の努力を尽くしていく計画である。

＜表Ⅱ－1－35＞2015年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況

区分	教育課程	期間	参加国	訓練人数
WIPO協	WIPO特許法・特許審査課程	03.03～03.12	16	22

力課程	WIPO特許審査官課程(OJT課程)	03.16～03.27	1	2
	WIPO商標法・商標審査課程	05.20～05.27	12	14
	途上国公務員IP政策ワークショップ	06.09～06.11	15	16
	WIPO IP Summer School	07.13～07.24	8	19
	WIPOア・太地域セミナー	11.23～11.26	12	22
KOICA協力課程	KOICAアゼルバイジャン知的財産制度課程	04.16～05.01	1	13
	KOICA創意発明教育課程	06.18～07.08	6	11
	KOICA知的財産制度課程	08.27～09.16	6	9
オーダーメイド型教育課程	サウジアラビア特許審査官課程	04.06～04.10	1	7
	ARIPOジンバブエ特許庁知財権課程	05.10～05.27	4	13
	サウジアラビアデザイン審査官課程	10.19～10.23	1	5
	ベトナム講師派遣課程	10.20～10.21	1	37
	中国湖北省審査協力センター講師派遣課程	12.01～12.02	1	164
合計	14課程			354人

第2章 需要者中心の知的財産権制度の構築・運営

第1節 特許・実用新案分野

1. 概観

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 ユン・キウン

国際的に知的財産権が経済成長の核心要素として認識されることから、各国は国際舞台において自国特許の競争優位を確保し、保護を強化するため、需要者中心制度の構築に取り組んでいる。そこで特許庁も創造経済の基盤を強化し、創意的なアイデアの保護を強化するため、法令と審査基準を整備するなど多角的な特許・実用新案制度の改善を推進している。

まず、不良特許を予防するための特許検証を強化し、早急に権利を確定することで正当な権利者の保護を強化するため、特許取消申請制度の導入、職権再審査制度の導入、審査請求期間の短縮及び特許権移転制度の導入などを骨子とする特許法及び実用新案法の改正を推進し、2017年3月1日から施行する予定である。

また、単純なミスなどで公知例外主張ができず、創意的なアイデアが特許受けられない問題を改善するため、公知例外主張補完制度を導入し、出願人が市場環境の変化に能動的に対応できるよう、分割出願可能期間を拡大することを骨子とする特許法改正を推進し、2015年7月29日から施行した。

一方、非正常的な手数料変換制度を正常化するため、特許出願の後、審査が着手する前に出願を取り下げまたは放棄する場合、納付した審査請求料全額を払い戻す特許法改正を推進し、2015年5月18日に公布及び施行した。

併せて、特許・実用新案の審査基準は2回の改正によって製法限定物の発明の特許性判断方法が他国と調和させ、国民認識及び社会的観念に符合する性補助具関連の公序良俗判断基準を構築することで、審査過程において発生し得る様々な疑問に対する

判断基準を具体化・明確化した。

2. 創造経済の基盤強化に向けた特許法改正の推進

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 ヤン・ジェソク

イ. 推進背景及び概要

特許は産業競争力の源となる優秀な技術と商品を生産する技術革新を保護する装置である。特許を知的財産社会の貨幣と呼ぶ理由でもある。そのためには特許検証手続きを強化し、不良特許は早期に解消し、優秀な特許は十分保護されるよう、制度的装置を整える必要がある。

最近特許政策を審査処理期間の短縮から特許品質中心に転換することで、特許無効審判認容率は減少傾向にあるが、まだ主要国に比べると高い水準であり、特許品質に対する懸念が大きくなっている。韓国の審査処理期間が世界で最も速い水準であるが、審査官1人当たり審査処理件数が主要国に比べて多く、審査官業務負担が過剰であり、2015年特許無効審判認容率は45.0%で日本の20.2%(2014年)より2倍くらい高いことが分かる。

このようなニーズによって2014年から約2年間専門家委員会、公聴会など約24回意見収集過程を経て特許法改正案をまとめ、2015年8月10日国会に提出した。特許法改正案は国会産業通商資源委員会の審議を経た後、2016年2月4日国会の本会議を通過し、2016年2月29日最終公布された。改正特許法は公布後1年が経過した日の2017年3月1日から施行される。改正事項が多く、内容が膨大であるため、国民に広く知らせる必要があるためである。

ロ. 推進内容及び成果

まず、不良特許の発生を最小化し、間違っって登録された特許を早期に整理できるよ

う、特許登録前後の特許品質監視を強化するための制度的な方法を講じた。特許庁審査官はもちろん該当分野の技術専門家を含めた特許利害関係者を「審査の場」に引き込み、特許検証手続きに参加させる道を探るための措置である。このような戦略によって特許取消申請制度と審査官職権再審査制度を導入したのである。

特許取消申請制度は特許登録後6カ月内に誰でも先行技術に基づいた取消理由を審判院に提供すれば、審判官が登録特許を再検討し、もし問題があることが確認されれば、特許登録が取り消される。従来の無効審判制度では申請人が審判・訴訟に直接参加しなければならず負担が大きかったが、今後は取消理由を提出さえすれば残りの手続きは特許庁審判院が専担する。これによって複雑で煩わしい無効審判を提起せずとも不良特許を最小費用と最短期間で取り消し、安定した権利を選別提供することで市場での混乱と企業の負担を最小限に抑えられると期待できる。

また、特許登録前の検証手続きも強化する。特許決定後、特許登録前まで重大な瑕疵が発見された場合、審査官が職権で特許決定を取消し、審査が再開できる職権再審査制度がそれである。これは問題のある特許が登録されることを事前に防止するためのもので、これまでは特許決定以後から特許権が発生する前までの段階で特許に問題が生じても再び審査できず、問題のある特許がそのまま「不良特許」につながるケースが存在した。この制度が施行されれば、特許審査品質の信頼度が高まると同時に、出願人は特許登録前まで問題のある内容を正すことができ、特許無効可能性が減ると見られる。

早急な権利確定のため審査請求期間も短縮する。現行法上、特許出願の後に特許審査を受けるためには出願日から5年以内に審査請求をしなければならない。しかし、その期間が長いため、特許出願後の権利未確定期間が長くなり、企業に第三者の特許監視負担があった。出願と同時に審査請求可能な米国とその期間が2年であるヨーロッパ、3年である日本と中国に比べてもその期間が長く、審査請求期間を5年から3年に減らすことで企業の特許監視負担の軽減を図った。

同時に、正当な権利者を保護するための特許権移転請求制度も導入される。正当な

権利者が盗用された特許権を取り戻すため、直接特許権の移転を請求できるようになる。現行の特許法は真の権利者が特許権を取り戻すためには特許無効審判を通じて特許を無権利者の特許を無効にした後、再び別途の特許出願と特許審査を経るよう定められているが、新しい制度を利用すれば、正当な特許権利者は特許権移転請求という民事訴訟を通じて無権利特許権者が保有している特許権を自分に直ぐ変換するよう請求できる。同制度はドイツとフランス、イギリス、日本など主要国で正当な特許権利者を保護するため、既に施行されている制度である。同制度の導入によって頑張っで開発した技術やアイデアが盗まれたスタートアップ企業などが迅速かつ簡単に特許権を取り戻すことができると見られる。

審査官の職権補正範囲も拡大する。出願人の些細な記載不備によって特許手続きが遅れたり、拒絶されるケースを防止するためのものである。現在は拒絶理由ではなく、明らかに間違った記載に対してのみ審査官が職権で補正し、特許決定を下してきた。特に、最後の補正段階において明らかに間違っで記載された内容であっても、拒絶理由がミスと判定されれば、該当補正は却下され、結局特許が拒絶されざるを得なかつた。改正の特許法は些細な誤脱字の他に拒絶理由事項や明らかに間違っで記載された内容であっても審査官が職権で補正できる。

その他に訴訟手続きに必要な場合、当事者が特許取消決定または審決が確定するまで訴訟手続きの中止を申し込める制度も導入される。侵害訴訟などにおいて審判結果が活用できるよう、当事者の申請によって特許審決が確定するまで訴訟手続きが中止できるようになる。これまでは裁判所だけが職権で訴訟手続きが中止可能であつた。

＜表Ⅱ－2－1＞不良特許の予防及び正当な権利者保護に向けた特許法改正の主要内容(2017.3.1.施行)

区分	改正内容
特許取消申請制度	誰でも特許登録公告後6ヵ月まで登録された特許権が新規性、進歩性、先出願などに反する場合、特許審判院に特許取消申請
審査官職権再審査制	特許決定後も設定登録前まで重大な瑕疵発見の時、職権で特許

度	決定を取り消して再び審査
審査請求期間の短縮	早急な権利確定のために審査請求期間を特許出願後5年から3年に短縮
特許権移転請求制度の導入	正当な権利者が無権利者特許権の移転を裁判所に直接請求できる制度を設ける
職権補正範囲の拡大	些細な誤脱字の他に拒絶理由事項や明らかに間違っている記載された内容であっても審査官が職権で補正
訴訟当事者の手続き中止申請	無効・訂正審判確定時まで侵害訴訟手続き中止が申請可能
外国審査結果の提出命令制度	第1国出願を基礎とする条約優先権主張出願の特許審査の際、審査官が第1国の審査引用技術文献を提出するよう命ずる制度
国内優先権主張先出願書類閲覧の改善	国内優先権主張出願が出願公開されたり、設定登録されれば、基礎出願である先出願全体内容に対して書類閲覧を許容
法人解散時の特許権消滅規定の整備	法人の清算終結登記日まで特許権の移転登録がなければ、法人の特許権消滅
無効審判の訂正請求取下げ時期の調整	無効審判対象の早期確定のため、訂正請求取下げは訂正請求可能期間、その期間満了日より1ヵ月までの期間または補正可能期間にのみ取り下げられるように改善
手続き後の補完期間の延長	拒絶決定不服審判などに対する後の補完期間を現行の14日から2ヵ月に延長

一方、不良特許の予防及び正当な権利者保護に向けた特許法改正の推進とは別に、創意的なアイデアの保護強化のため、公知例外主張可能時期及び分割出願可能時期の延長も2015年7月29日から施行した。公知例外主張可能時期の延長のため、従来の「出願時」のみならず、明細書補正可能期間及び設定登録期間にも補完して追加で主張できるよう、公知例外主張補完制度を導入した。また、出願人が市場の技術トレンドに能動的に対応できるよう、特許決定以後も設定登録期間まで分割出願できるように分割出願可能時期も延長した。

同時に、国民の目線から見て不合理と感じる審査請求料の返還制度を合理的に改善するため、出願後1カ月以前のみならず、実際審査に着手する前まで出願が取下・放棄された場合にも審査請求料を払い戻す制度で、2015年5月18日から施行している。施行以来2015年末まで計1,400件余りの特許出願及び実用新案登録出願が同制度の恩恵を受けた。

また、特許権を自ら放棄した場合はその翌年からの特許料を払い戻す制度も2016年6月30日から施行される見込みである。特許料返還規定の合理化と国民利便性の向上を図った措置である。

＜表Ⅱ－2－2＞その他2015年から施行、もしくは2016年施行予定の改正特許法の主な内容

区分	改正内容	施行日
公知例外主張期間延長	公知例外主張可能時期を従来の「出願時」の看做らず、明細書補正可能期間及び設定登録期間にも補完して追加できるように拡大	2015. 7. 29. 施行
分割出願可能期間延長	特許決定以後も設定登録期間まで分割出願ができるように分割出願可能期間を延長	2015. 7. 29. 施行
審査請求料返還制度	実際審査に着手する前まで出願が取下、放棄された場合、審査請求料を払い戻す	2015. 5. 18. 施行
特許料返還制度	特許権を放棄した場合、既に納付した特許料の中でその翌年からの特許料を払い戻す	2016. 6. 30. 施行

ハ. 評価及び発展方向

2015年には創意的なアイデアの保護を強化するための公知例外主張補完制度及び分割出願可能時期の拡大と審査請求料返還制度などの改正特許法が施行された。

また、2015年から不良特許の予防及び正当な権利者保護に向けた特許法改正を本格的に推進し、ついに2016年2月29日に改正特許法が公布され、2017年3月1日から施行される予定である。

一方これとは別に、2015年下半期から企業負担を減らすための特許無効制度の改善も慎重に検討している。特許無効審判及び訴訟手続きの構造的な特徴によって特許紛争が長期化する恐れがあり、企業の負担が重くなるという指摘があったためである。現在は特許無効審判終了後も特許裁判所段階における新しい証拠の提出が自由であるため、紛争が審判段階で整理がつかず訴訟につながって紛争が長期化する傾向にあった。また、特許審判院に全ての証拠が提出されないため、特許審判院の判断が裁判所で覆され易く、予測可能性が落ちるために不服訴訟の提起率も高い状況である。更に新しく提出された証拠に対して特許裁判所の1回の判断だけで無効になった場合、最高裁判所への上告率も高くなり、紛争解決がより長引いてしまう問題もあった。

一方、裁判所段階で新しい無効証拠の提出が許されることで、防御権の見地から特許権者が特許の内容を変える訂正審判も自由に許されている。しかし、これによって無効事件が最終段階に入っても、訂正審判によって争いの対象を変えるとそれまでの無効判断が無効になり、手続きの繰り返しによって紛争が長期化すると同時に企業の負担も増えている状況である。

外国の事例を見ると、米国、日本、中国などは審判段階において全ての無効証拠の提出と特許の訂正を行い、裁判所は審判院の技術的な判断を反映して判決を下すことで紛争を速やかに解決して費用を減らし、企業負担を減らしている。また、全ての無効証拠に対して審判院と裁判所から判断してもらえる主要国とは違って、韓国は新しい証拠に対して裁判所段階で一回の判断しか受けることができず、特許権者にとって不利な制度という指摘もある。因みに、米国の場合は無効審判制度(IPR)の導入によって訴訟より費用と期間が大きく減少し、企業から歓迎されていると言われる。

したがって、韓国も全ての無効証拠を審判段階から提出させ、特許審判院と裁判所で2回の判断を受けることで、特許争訟の信頼度を高める一方、裁判所段階での訂正

審判を制限することで、紛争を速やかに解決できる制度改善を本格的に検討する必要がある。但し、同時項は綿密な公論化過程と司法部との緊密な協議が求められる課題である。今後企業の負担を減らすための特許無効制度改善策に対して多様な意見と社会的なコンセンサスが形成されることを期待している。

3. 特許・実用新案審査基準改正の推進

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 カン・ウォンギル

イ. 推進背景

審査結果が国際的に相互交換・活用される審査業務の国際協力時代を迎え、世界的に認められる品質の高い審査を行うために、優秀な審査人材及び審査支援インフラの拡充に加え、具体的で明確な審査基準の構築が必須である。

このような状況下で韓国の審査基準をグローバル水準にアップグレードするため、2009年には特許要件部分の審査基準を改正し、2011年1月には明細書記載要件、発明の単一性、新規事項の追加など特許審査全般にわたる審査基準を改正した。

また、2011年7月には改正した特許法・実用新案法を反映して明細書の背景技術の記載に関する審査基準を新設し、その他の優先審査及び審査手続きに関する審査基準を補完した。

一方、2011年12月2日に韓-米FTA履行に向けた改正特許法が公布されたことで、2012年3月に特許分野の韓-米FTA履行に向けた細部運営基準を設ける一方、微生物寄託、請求項の記載方法、分割出願可能期間などに対しても明確な基準を設けた。

2013年7月には改正された特許法・実用新案法を反映し、職権補正対象を拡大するとともに単純な補正欠落に対して同一拒絶理由を再通知することで出願人の手続き上の機会を十分保障できるように審査基準の改正が行われた。

2014年7月には審査指針としてのみ運営していた特許・実用新案審査基準に対する法的地位を明確にするため、例規として上向・制定し、技術分野別審査基準を特許・実用新案審査基準に統合させることで、局・課に分散していた技術分野別審査基準の管理体系を一元化した。そして、ポジティブ審査基準を構築し、国民と疎通するポジティブ審査制度が円滑な施行を図った。

一方、2014年12月には外国語出願制度の導入及び出願日認定要件の緩和を骨子とする改正特許法の施行に合わせ、該当制度の細部運営基準を整えた。

ロ．推進内容及び成果

2015年1月最高裁判所の全員合議体判決で製法限定物の発明の特許性判断時の請求範囲解釈方法が変更されたことを受け、2015年4月に製法限定物の発明の記載不備判断基準を変更し、物を製造方法で限定して請求できることを明確にした。また、新規性と進歩性判断時の請求範囲解釈基準を変更することで、製造方法で物を記載する特別な事情があるかどうかに関係なく、製造方法によって特定される構造や性質などを持つ物として新規性と進歩性を判断するようにしたが、このような判断基準は米国及びヨーロッパの判断基準に類似するものである。

また、補正後の審査処理に対する審査基準を改正し、拒絶理由が通知された記載不備が補正の後他の請求項から発生した場合は拒絶決定せず補正の機会を再び与えることを明確にした。併せて、拒絶理由を通知しない請求項が補正された場合、新規性、進歩性関連の拒絶理由通知の種類(最初、最後)を明確にした。

一方、2015年9月には改正特許法・実用新案法を反映して公知例外主張の補完及び分割出願可能時期の追加による細部審査基準を設けた。

また、特許庁及び所管専門機関職員の出願を厳しく管理するための審査基準を設け、審査前置審査時の原決定維持の条件を拒絶決定の理由として明確にし、多重分割出願

の父出願と孫出願間の客体的要件も明確にした。

同時に、公序良俗違反の判断基準を変更し、性補助具に対する不特許基準を緩和し、濫用の可能性だけで不特許対象にならないようにした。

ハ. 評価及び発展方向

2015年2回にわたる特許・実用新案審査基準の改正で、製法限定物の発明の特許性判断方法が他国と調和を成し、国民認識及び社会的な観念に合致する性補助具関連の公序良俗判断基準を整えた。

また、審査過程において発生し得る様々な疑問に対する判断基準を具体化・明確化することで特許品質の向上に貢献した。

韓国の特許審査パラダイムが審査品質中心に変わったことで、企業など特許顧客の優秀な発明が強い特許として創出できる審査環境を整えつつあり、それに歩調を合わせて特許・実用新案審査基準も先進国レベルに引き上げ、知的財産制度の世界化に備えられるようになった。

今後も韓国の審査結果が外国でも認められるよう、特許・実用新案審査基準の一貫性を確保し、外部信頼度を高める一方、特許・実用新案の審査基準をグローバル水準に改善・補完する作業を持続的に展開していく予定である。

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標法及び商標審査基準の改正推進

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ヒョンウオン
 商標審査政策課 行政事務官 ペク・インヒョン

イ. 推進背景及び概要

商標法は1949年に制定されて以来、単発性の制度改正ニーズによる頻繁な部分改正によって枝条項が過剰に増え、特定位置に集中配置されたことで法律の複雑性が増し、論理的な一貫性の欠如によって国民の商標法に対する理解度が低下した。一方、登録主義という制度を悪用して不使用保存商標を増加させ、正当な権原のない者が商標を先取りして不当な権利行使をするなど商標権乱用行為が増加したため、それを補完する必要性があった。

そこで法律体系の整合性を高め、登録主義原則の下で使用主義要素を補完し、商標制度の悪用を防止するとともに、不合理な慣行を除去して出願人の利便性を向上させ、不必要な規制を緩和することで、公正かつ合理的な制度を構築するために取り組んできた。その結果、商標法全部改正案が産業通商委員会と法制司法委員会を2015年中に通過し、2016年2月4日に国会本会議の議決を経て、商標法施行令、商標法施行規則など関連下位規定を整備した後、2016年9月1日に施行予定である。

ロ. 商標法全部改正の推進内容

1) 商標の定義概念などの整備

概念上重複して拡張可能性のない説明を削除し、標章の類型を例示的に列挙することで商標権の保護範囲の拡大を図り、サービス標を商標に一元化した。これは商標の定義が簡潔でなく、商標として機能する全てが商標として登録できるにもかかわらず、

それを限定的・列挙的に定義したものと誤解する余地があり、商標とサービス標を区別して法体系が複雑であったため、それを解消するためである。

2) 商標不登録事由該当性の判断時点の変更

商法不登録事由に該当するかどうかを商標登録出願の時に判断すると、瑕疵があったり、既に消滅した事由などによって商標登録が受けられない不合理な結果を招き、出願人は関連事由が消滅したとしても再び出願しなければならないなど、時間と費用の不経済が発生する懸念がある。それを考慮して、悪意的な模倣商標に関する規定を除けば、商標登録可否決定の時に不登録事由の該当性が判断できるように変更した。

3) 不使用取消審判制度の合理的な補完

不使用保存商標の累積によって出願人の商標選択範囲が狭く、商標検索範囲増加の負担が発生し、取消審判請求時の利害関係有無に対する争いとそれに対する判断で審理が遅れるケースが度々発生した。そこで、不使用取消審判の請求人適格を「誰でも」に拡大し、不使用取消審決が確定すれば、「その審判請求日に遡及」して権利が消滅することに制度を改善した。

4) その他改正事項

その他にも出願人の錯誤などによる誤記載が明白である場合、審査官が職権で出願を補正できるようにし、商標権消滅後1年間出願禁止規定の削除、商品分類転換登録関連条項の削除、指定商品別権利範囲確認審判請求制度の改善、解り易い法令作り勧告案の反映など、出願人の便宜を図るとともに法律整合性を高めるための改正案を設けた。

ハ. 商標審査基準の改正

商標法施行令及び施行規則の改正事項を反映し、その他不備点を補完する商標審査

基準の主要改正内容は以下のとおりである。

第一、弁理士法第21条の弁理士でない者は特許庁に対する代理業務ができないという内容を反映し、法定代理人を除いて弁理士でない者は特許庁に対する代理業務ができないように規定を改正した。

第二、商標法施行規則の改正事項を反映して色彩が結合した商標に関する規定を削除し、立体商標・ホログラム商標・動作商標・その他視覚的に認識できる商標の商標見本図面または写真提出の数を2枚以上5枚以下にし、動作商標で出願する場合は動作の特徴を表す映像を収録した電子的記録媒体を添付書類として必ず提出するよう義務付けた。

第三、指定商品補正の要旨変更判断基準を変更し、最初出願書指定商品の範囲を拡大変更せず、その範囲内で指定商品を追加する場合は、要旨変更と看做さないことにした。即ち、包括名称をそのままにしておき、包括名称に属する個別商品を追加する場合も要旨変更と看做さないことにした。

第四、使用による識別力認定判断において、権利を譲受する前の使用実績も考慮できるという最高裁判所の判例(2012フ2968)を反映し、出願人が実際使用者から商標に関する権利を譲受した場合は、出願人以外の実際使用者の商標使用実績も考慮して出願商標が使用による識別力を備えているかが判断できるようにした。

第五、立体的な形状に識別力のある記号・文字・図形などが結合している結合商標の場合、全体的に識別力があると看做した最高裁判所の判例(2014フ2306)を反映し、立体的な形状に識別力のある記号・文字・図形などが結合している場合は全体的に識別力があると看做すこととした。

第六、「本人署名事実確認などに関する法律」によれば、本人署名事実確認書を提出する場合、印鑑証明書を提出したものと看做せるため、登録商標が商標権が消滅した日より1年以上使用されなかったことを立証する証明書類の添付物として印鑑証明

書の代わりに本人署名事実確認書も提出できるようにした。

第七、立体商標などの機能性判断関連規定を具体化した。現行の審査基準は識別力のある場合に限り機能性を判断するよう規定するなど、機能性判断に対する規定が不十分であり、機能性判断が難しく実務的にも機能性審査が不十分な状況であった。それを変え、機能性も識別力と同時に判断させるなど機能性判断に対する基準を具体化することで、立体商標などの審査における正確性を図った。

第八、優先審査申請対象を拡大した商標法施行令改正事項を反映し、該当商標登録出願人が他の商標登録出願人から商標法第24条の2第1項に基づいて書面で警告を受けた場合、該当商標登録出願を優先審査請求できるように優先審査申請対象に追加した。

第九、現行の基準によれば1次審査決定以後に情報提供を受けた場合、登録可否決定の際に情報の活用状況を通知するようになっているため、1次審査決定以後に出願公告が行われる場合、情報提供人は出願公告時に情報の活用通知を受けることができず、異議申出の機会を逃してしまう懸念があった。それを補完するため、審査官は該当出願に対して情報提供を受けた場合、出願公告の際に情報提供者に審査結果と情報の活用状況を通知するようにした。また、提供された情報の活用状況に対して登録可否決定時まで通知がなかった場合は、登録可否決定の際に情報提供者に審査結果と情報の活用状況を通知するようにした。

第十、指定期間延長申請制度の他法令との調和を図った。現行の規定は指定期間を毎回1カ月ずつ計2回までのみ延長できるようになっているが、実務的に3回以上延長申請を認める場合も発生しており、「特許料などの徴収規則」では指定期間延長申請料を4カ月超過分まで規定しているため、延長可能期間に対する出願人の混同を招いていた。このような問題を改善するため、指定期間の延長が必要な場合は追加を認めるが、但し指定期間満了日から4カ月を超過しない範囲内で追加延長を認めた。

最後に、地理的標示の登録要件である「地理的環境と商品の特定品質などとの本質的な関連性」を認めた代表的な事例を追加することで審査基準を具体化し、地理的標

示の登録要件である名声が認められる程度を使用による識別力が認められる場合と一致させた。また、書類審査の限界を補完するため、該当地域の地理的環境などに最も詳しい該当地方自治体の役割を強化し、「商品の特徴」などのような登録要件に対して必ず地方自治体の長が確認するようにした。

二. 評価及び発展方向

商標法は知的財産権法制の一つであるが、創作性を保護する法ではなく、商標の混同による需要者及び営業者の不利益と市場競争を保護するための法制といえる。そこで今回の一部改正及び全部改正案では商標権が不正競争行為の手段として使用されないように公正性の確保に重点を置き、不合理な制度を改善して国際的な標準に適合する商標制度を構築することで、韓国企業の営業活動における利便性を高めることに焦点を合わせた。

2. デザイン保護法及びデザイン審査基準の改正推進

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 イム・テワン

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎え、グローバル一流企業は革新的なデザイン、創造的なブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

そこで特許庁はデザイン団体、企業、学界及び弁理業界など多様な分野における意見と批判を受け入れ、デザイン創作性要件の強化と複数デザイン登録出願の向上を大幅に改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入する内容を骨子とするデザイン保護法全部改正案を設け、2014年7月1日から施行している。

また、2015年度には2014年に改正したデザイン保護法内容のうち出願人の利便性を高める必要があると判断される一部制度の改正を推進し、2016年上半期に施行する予

定である。

ロ. デザイン保護法改正の推進内容

1) デザイン権回復要件の緩和

従来は追加納付期間内に登録料を出さない、もしくは保全期間内に保全せず、実施中のデザイン権が消滅した場合、即ち消滅したデザイン権のうち実施中のデザインだけ実施中であることを証明する書類を添付して権利回復申請が可能であったが、法改正を通じて未実施デザインも権利回復ができるように要件を緩和し、申請料も3倍から2倍に引き下げた。

したがって、出願人が実施中であることを証明する書類を提出しなければならないという不便を取り除き、申請料の軽減によって経済的な負担も減った。

2) 登録料及び審判請求料など手数料返還対象の拡大

デザイン登録の後にデザイン権を放棄した場合、既に納付した登録料の中で放棄した翌年からの登録料該当分を返還、審判請求及び参加申請などを取下げまたは取り消す場合も納付した請求料の全部または一部を払い戻すようにした。

したがって、出願人は不要なデザイン権を放棄して登録料が返還され、審判請求及び参加申請などにおいても不要な審判請求は取下げなどを通じて請求料の返還が可能になり、経済的な面で恩恵を受けることができる。

3) 手続後の補完期間の延長

デザインに関する手続きを踏んだ者が責任を負えない事由で審判及び再審請求期間を守らなかった場合、その事由が消滅した日より14日以内に守れなかった手続きを後で補完できたが、法を改正することで2カ月以内に手続きを後で補完できるようにし

た。

したがって、出願人は自然災害など自分が責任を負えない事由などに関する証明書類の準備に十分な期間が確保できる。

ハ. デザイン審査基準の改正

2015年デザイン分野ではこれまで出願人がデザイン出願の際に不便を訴えていた内容を改善し、国内主要判例、審査官間の協議審査事例などを反映してデザイン審査基準を一部改正した。今回改正されたデザイン審査基準は出願人が提出する書類要件を簡素化することで書類作成の負担を減らし、多様な形態のデザインが保護されるように登録可能性に対する判断基準を具体化することを骨子とする。一方、一般的な製品デザインとは違った方法で創作される画像デザインの特殊性を反映し、一般物品に適用してきた審査基準とは別に画像デザイン審査指針を設けて2016年1月から施行した。

2015年に一部改正されたデザイン審査基準を詳しく見ると以下の通りである。

第一、デザイン出願時に不要な要件を廃止するなど出願人の利便性を改善した。デザインの全体的な形状が把握できれば図面全部を提出する必要なく、一部図面が省略できるようにし、また織物のような平面的な物品の場合、裏面は模様がないものと看做して表面だけ提出しても登録可能にした。

第二、一セットの物品で出願できる対象を拡大した。左右非対称で創作された「パーゴラ」のように左右が分離されても一つの物品として取引されるのが当然である場合や、物品を明確に表現するためにマネキンやハンガーのような補助的な手段を同時に表現する場合、従来は1デザイン1出願違反で登録不可能であったが、今後は認めることにした。

第三、「国旗」などが含まれたデザインの判断基準を整備した。これまで国旗の模様が含まれたデザインは拒絶したが、今後は国旗模様が含まれても一律に拒絶せず国

家の尊厳を害する懸念があるかどうかを合理的に判断して決める。

第四、優先権主張出願のデザイン核心部分判断基準を整備した。条約による優先権主張を伴う出願において図面を補正する場合、最初に出願した国のデザインを参照してデザインの核心部分を変更したかどうかを判断し、最初の出願と同一範囲内にあるデザインと判断されれば認めることにした。

一方、2015年に新しく設けられた画像デザイン審査指針を詳しく見ると以下の通りである。

第一、液晶画面など画像が表示される表示部が特定さえできれば画像デザインとして認められる。

第二、図面提出要件を緩和し、ウェブサイトでボタンをクリックすればメニューが現われるもの(Drop Down)のように典型的な変化を表現する場合は変化過程を省略し、変化前後の状態のみ提出することを認め、中国などのように部分デザイン制度を認めない国家に画像デザインを全体デザインとして出願した後、韓国に優先権主張して出願する場合、全体デザインではなく部分デザインとして図面を修正して提出できるようにした。

第三、創作性及び類似判断基準も具体化し、既に製品デザインとして出ているデザインを単純にそのまま画像デザインに適用した場合、またはテレビに適用された公知画像デザインをタブレットPCに適用するもののように同じ画像デザインを製品だけ変えて出願した場合は、創作性がないと看做すことにした。また、ディスプレイパネルとして出願された画像デザインの場合、実際実施される物品である携帯、冷蔵庫、計器板として出願される画像デザインとも類似判断するようにした。

二. 評価及び発展方向

今回のデザイン保護法の改正でデザイン権の回復申請手続きが簡単になり、回復申

請料の引き下げ、デザイン権放棄の際に登録料の返還、審判請求料の返還などを通じて経済的な負担も減らすことができた。

また、デザイン審査基準の一部改正及び画像デザイン審査指針の整備を通じて、出願人のデザイン出願における利便性が高まり、審査結果に対する予測可能性が高くなるものと期待している。

第3節 審判分野

1. 顧客オーダーメイド型審判制度の施行

特許審判院 審判政策課 技術書記官 カン・ドング

イ. 推進背景及び概要

合理的な審判処理計画の樹立、審判官の自助努力を通じた審判処理目標の超過達成、院長主宰の審決文読会及び審判品質評価委員会の開催を通じた審判品質向上活動、口述審理争点審問書、審決文電子送達制度、動画遠隔口述審理システムの導入を通じた審判制度・システムの改善、審判争点深層研究T/F、審判長会議などを通じた審判便覧(第11版)の改正など多様な努力を通じて2003年14ヵ月水準であった審判処理期間が2010年9.9ヵ月、2012年9.0ヵ月、2013年8.5ヵ月、2014年7.9ヵ月、2015年6.9ヵ月と持続的に短縮された。

一方、2012年1月最高裁判所全員合意体は「侵害訴訟を担当する裁判所も特許無効確定前の進歩性判断を通じて、その侵害可否の判断ができる」と判決(2012.1.19.宣告最高裁判所2010ダ95390判決)したことで、訴訟とともに進行中である無効審判又は権利範囲確認審判の処理が遅延される場合、裁判所が審判結果を待たずに判決できる余地が大きく拡大された状況である。一方、最近当事者系審判事件の場合、審判処理期間が2012年6.8ヵ月、2013年6.3ヵ月、2014年6.5ヵ月、2015年5.9ヵ月と徐々に短縮されてはいるものの、一般民事裁判所の法廷処理期間である5ヵ月よりは依然として高い水準であり、一般民事裁判所に侵害禁止仮処分を申請した場合3~4ヵ月以内に処理される点を踏まえると、画一的な審判処理期間の管理だけでは多様な審判当事者からの要求に応じるには限界があるため、特許審判院は「顧客オーダーメイド型の審判処理制度」を設けて施行している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 迅速・優先審判制度の改善

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、迅速に処理すべき審判事件に対する審判手続きを3トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)として設計して管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係累中の権利範囲確認審判または無効審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件などを対象にし、優先審判は優先審査した出願に対する拒絶決定不服審判、補正却下決定に対する審判、審決取消訴訟で取り消された審判などを対象とする。

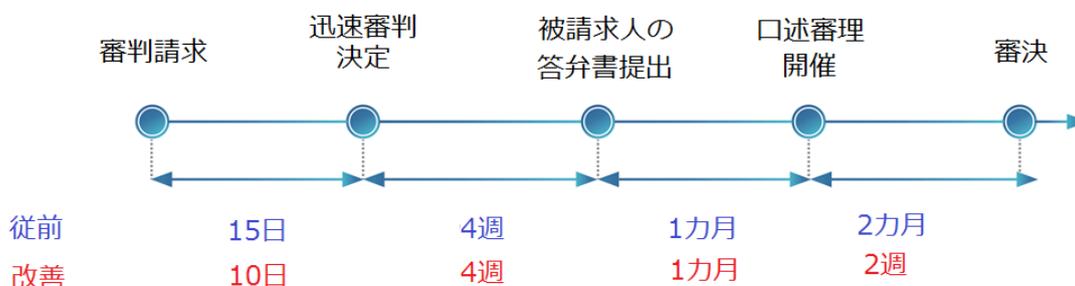
2015年には審判事件と関係する特許紛争を取り扱う裁判所・検察・貿易委員会などで審判結果を適時活用できるよう、2015年11月から迅速審判勸奨処理期間を従来4~5カ月から3カ月に短縮するため、迅速審判標準プロセスを新たに設計した。新しく設計された標準プロセスによれば、審判請求日より10日以内に迅速審判決定を通知し、答弁書提出期間満了日から1カ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日から2週内に審決することを目標として定め、書類提出が遅れるなど別途の事情が発生しない限り、審判請求日から3カ月内に当事者が審決文を受け取ることができる。

また、中小企業が紛争長期化によって負担しなければならない時間的・経済的費用を最小化するため、「中小企業創業支援法」または「1人創造企業育成に関する法律」による支援を受けた創業初期の中小企業または1人創造企業が当事者である審判と、大企業と争う中小企業の当事者系審判を迅速審判の対象として追加した。

一方、優先審判の対象にも大きな変化があった。既に拒絶決定不服審判があった出願に対して取消審決後再び請求された拒絶決定不服審判、発明(考案)の名称のみ訂正する訂正審判、薬事法による再審査期間の満了日があまり残っていない審判などを優先審判の対象として追加し、従来は権利範囲確認審判という理由だけで優先審判処理していたものを侵害紛争の事前または予防段階において活用するため、警告状などで疎明した審判にその対象を変更することで速い処理が求められる審判に審判資源を集

中させた。

<図Ⅱ-2-1>迅速審判の標準プロセス



<表Ⅱ-2-3>2015年迅速・優先・一般審判の審決件数

2015年審決	特許・実用新案	商標・デザイン	合計
迅速審判	142	27	169
優先審判	1,015	440	1,455
合計	1,157	467	1,624

注) 商標・デザインは多類商標・複数デザイン基準

2) 特許権の法的安定性向上に向けた審査・審判制度改善策の樹立・施行

特許審判院は特許無効率を減らすための総合マスタープランを樹立し、2015年4月第13回国家知的財産委員会本会議を通じて議決され、本格的に制度改善事項を推進した。

基本方向は「特許審査は正確に、特許権保護は強く」であり、後で無効になる特許を減らすとともに特許権の法的判定性を高めることである。そのため「①高品質の強い特許の創出、②不良特許の防止及び早期解消、③登録特許権の法的安定性の向上」を重点課題として採択した。

審判と関連しては間違って登録された特許を早期に整理できるよう、登録後6カ月までは誰でも瑕疵のある特許に対して異議を申し出れば審判官合議体が登録維持の可

否を判断する「特許取消申請制度」を導入すること、審決文を作成する際に単純な技術比較方法を止揚して発明全体を比較する方法に改善することで審判官の事後的考察による特許性判断ミスを防止すること、特許事件の正確な技術争点を把握するために口述審理を充実化すること、そして特許事件の合理的な解決及び判断基準の調和のために共同フォーラム・セミナーなど意思疎通を活性化することを細部テーマとした。

2015年には「特許取消申請制度」導入などのための特許法改正を推進し、審判官教育・審判合意の充実化などを通じて審判官の事後的考察を防止するために努力し、司法部との判断基準の調和及び審判・訴訟制度の改善のために「特許争訟シンポジウム」を開催した。

3) 審判手数料返還制度の導入

従来は拒絶決定不服審判請求料は審判請求人が全額負担することになっていたが、拒絶決定不服審判によって審査官の拒絶決定が取り消された場合、審判請求料返還規定が存在せず、審判請求人から苦情が多く寄せられた。そこで、審判請求人の帰責なく審査官の拒絶決定が取消審決された場合、審判請求料の全額を返還するよう特許法、商標法、デザイン保護法の改正を推進した。

その他にも審理終結が通知される前に審判請求/当事者参加申請を取り下げた場合と、審判請求が決定却下されたり当事者参加申請が拒否決定された場合は、手数料に相応する行政サービスを完全に提供したわけではないので、既に納付した手数料の半額を返還するよう特許法、商標法、デザイン保護法の改正を推進した。(改正法は2016年に施行予定)

ハ. 評価及び発展方向

以上のように特許審判院は2015年に迅速審判、優先審判、一般審判の3トラック顧客オーダーメイド型審判処理制度の根幹を維持しつつ、迅速審判及び優先審判の対象を調整し、迅速審判標準プロセスを改善するとともに、特許権の法的安定性を高め、

審判手数料返還のために各種制度を改善した。

これは信頼される審判サービスを提供するために重点的に推進した内容であり、特許審判院は今後も審判事件の当事者・代理人などと随時疎通しながらユーザーグループの声に耳を傾け、制度改善ニーズを把握して審判顧客の立場から改善していく予定である。

2. 韓・中・日の審判分野交流協力基盤の強化

特許審判院 審判政策課 行政事務官 キム・ヨンヒョク

イ. 推進背景及び概要

北東アジア地域がグローバル経済の中心として浮上し、知的財産権分野における協力の必要性に対する認識が高まっている。同時に、全世界において知的財産権紛争の予防と効率的な解決策が講じられている。

特許審判院は中国・日本など韓国企業の進出が活発で、知的財産権紛争が予想される国だけでなく、グローバル経済体制の主要国との審判分野における協力関係を持続的に発展させていくことで、韓国企業が現地における知的財産権紛争の予防及び迅速・正確な紛争解決で保護を受けられる環境作りに取り組んでいる。

審判分野の国際協力はこれまで審査分野に比べて相対的に後れて始まったが、韓・中・日3国が参加した審判専門家会合の開催、審判官交流プログラム及び審判分野比較研究の施行など、様々な取り組みを通じて業務協力に向けた基盤を整えている。

ロ. 推進内容及び成果

2010年韓・日特許庁長官会合にて両国間で審判専門家会合を開催することに合意したことで、2010年から毎年韓・日審判専門家会合を開催している。この会合を通して

韓・日両国は各国の審判制度に対する情報交換とともに相互理解を増進させ、両国審判制度の違いと長・短点を分析することで審判制度を更に発展させるために取り組んでいる。

日本との両国会談の他にも2012年韓・中・日特許長官会合を通じて韓国特許庁は特許紛争の予防及び効率的な紛争解決に向けた3国審判官専門家会合体の新設を提案し、それを受けて2013年8月日本で第1回会合を開催して以来、韓国及び中国でも順次に韓・中・日審判専門家会合を開催することで、3国間審判分野の協力に向けた基盤を構築した。

2013年日本で開かれた第4回韓・日審判専門家会合では、韓・日審査官交流プログラムを実施することに合意し、同年11月に日本の審判官が韓国特許庁を訪問して口述審理の傍聴及び関連案件について討論を行った。2014年11月には韓国特許庁の審判専門家の日本審判院訪問を通じて口述審理の参観、韓・日審判制度の比較・討議などを行った。2015年には韓・中・日審判官交流プログラムを韓国で初めて開催し、3国間専門家会合を通じて韓・中・日審判分野比較研究を持続的に発展させるなど、北東アジアにおける協力に更に拍車をかけている。

また、特許審判院は2012年韓・中特許/商標庁官会合の時に、両国審判院長会合の開催に合意し、2013年3月北京で韓・中特許審判院間の会合を通じてハイレベル会合の定例化、審判官交流、審判情報の交換などを骨子とするMOUを締結し、それを基に2015年4月韓・中審判分野業務計画(Work Plan)に合意するなど、中国との二国間協力の強化に向けて積極的に取り組んでいる。

ハ．評価及び発展方向

韓・日審判専門家会合及び韓・日審判官交流事業の実施により、韓・日両国審判院の定期的な交流の機会が設けられ、米・日より先に韓・中特許審判院間の審判協力に向けたMOUの締結及び業務計画の合意によって、韓・中間の実質的な協力が可能となった。

特許審判院は今後も韓・中・日審判専門家会合及び審判官交流プログラムなどに積極的に参加し、ユーザーグループ向けの審判制度共同セミナーを開催するなど多様な新規事業を発掘することで3国間協力を強化し、米国、EU及びその他アジア国家とも二国間及び多国間の充実した協力関係を構築していく計画である。